

番 号	一
項 目	大阪万博は中止してください。
(回答) 大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会」をテーマに、約 160 の国々の英知が結集され、世界の課題解決につながる最先端の技術やサービス、エンターテインメントなどが展開される一大国家プロジェクトです。こうした出展を全国の子どもたちが直接体験することで、新しい未来社会を創る世代が育まれていくことも、万博を開催する重要な意義であると考えております。 また、万博の成功はもちろん、一過性のイベントで終わらせるのではなく、万博がもたらすメリットを大阪・関西ひいては全国で享受し、日本全体の成長・発展につなげる起爆剤にしなければならぬと考えております。 引き続き、2025 年 4 月に万全の状態で開催できるよう、関係者一丸となって全力で取り組んでまいります。	
担当	万博推進局 企画課 電話：06-6690-7556

番 号	二
項 目	国へのカジノを中心とした IR 誘致の認可申請を取り下げてください。
(回答) I R は、ホテル、M I C E 施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲での I R 立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、I R は、カジノの収益を I R の各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、I R への来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されます。 さらに、納付金や入場料を活用し、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型 I R の実現に向けて取り組んでいきます。	
担当	I R 推進局 推進課（計画） 電話：06-6210-9234

番号	三
項目	<u>なにわ筋線や淀川左岸線 2 期</u> の建設などのムダで危険な大型開発は、中止してください。
(回答) なにわ筋線は、国土交通省近畿運輸局の諮問機関である近畿地方交通審議会の答申第 8 号（平成 16 年 10 月）において、「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」と位置づけられた路線であり、本市としても国土軸と関西国際空港とを結び、大阪を南北に貫く広域的な鉄道ネットワークの強化等に資する路線であると認識しております。現在、整備主体である関西高速鉄道株式会社が、令和 3 年 10 月に工事着手し、整備を進めております。 (下線部について回答)	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7846

番号	三
項目	なにわ筋線や淀川左岸線 2 期の建設などのムダで危険な大型開発は、中止してください。
(回答) 淀川左岸線（2 期）事業は大阪都市再生環状道路の一区間を構成し、交通の円滑化による市街地環境の改善、物流の効率化、災害等に対する迂回路の確保といった効果が期待される、大阪・関西の成長にとって必要不可欠なインフラです。 淀川左岸線（2 期）の道路構造物は、堤防と一体構造となるため、その安全性や施工方法について、学識経験者等で構成された淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会で審議され、平成 29 年 11 月に淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討報告書（以下、「技術検討報告書」という）としてとりまとめ、道路構造物と堤防の一体構造物は、現況堤防と同等以上の安全性を有するものとして、整備することが可能であると評価されています。 令和 4 年度の事業計画の変更に伴い、事業の必要性や効果、実現見通し、優先度などについて再評価し、令和 4 年 11 月 25 日には大阪市建設事業評価有識者会議に諮り、今回の事業期間の延伸と事業費の増加を反映し、国の基準に基づき走行時間短縮、走行経費短縮、交通事故減少という道路の 3 便益から算出した費用便益比（B/C=1.3）を踏まえ、事業継続として報告し、妥当との意見をいただきました。 その後、有識者のご意見を踏まえ、本市として事業継続とする対応方針を決定し、令和 5 年 2 月 14 日に公表したところであり、今後も着実に整備を進めてまいります。 （下線部について回答）	
担当	建設局 淀川左岸線 2 期建設事務所 設計課 電話：06-6466-2180

番号	四 1.
項目	コロナ感染で必ず医療機関にかかるよう市として責任をもってください。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に移行され、医療提供体制につきましても、「限られた医療機関による特別な対応」から「幅広い医療機関で患者が受診できる医療体制」に向けて段階的に移行しています。 なお、新型コロナウイルス感染症にかかる検査・医療については、発熱等の症状がある方等が円滑に受診先を見つけることができる環境を整備し、一部の医療機関への患者集中化を防ぐために、大阪府が外来診療の可能な医療機関を『外来対応医療機関』として指定し、市内1,500を超える医療機関において、診察及び検査を受けていただくことが可能です。 (令和5年11月28日現在)	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	四 2.
項目	希望者が無料でPCR検査を受けられるよう、また <u>ワクチン</u> 、治療薬も <u>無料になるよう</u> <u>市独自で予算をつけてください。</u>
(回答) 新型コロナワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく特例臨時接種の期間が延長され、接種を希望される方は、令和6年3月31日まで自己負担なく接種していただくことができます。 なお、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病（個人の発病や重症化の防止に比重がおかれる）に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することになります。 今後も国の動向を注視し、接種を希望する市民の皆様が円滑に接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。 (令和5年12月6日現在) (下線部について回答)	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	四 2. 4.
項目	<u>2. 希望者が無料でPCR検査を受けられるよう、またワクチン、治療薬も無料になるよう市独自で予算をつけてください。</u> <u>4. 医療機関、介護・福祉施設、学校、学童保育、保育園・幼稚園、などの職員や利用者の定期的なPCR検査等を行ってください。</u>
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用の公費負担を終了しています。 ただし、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設と通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的なPCR検査や、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の疫学調査に係る当該施設の入所者等に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として令和6年3月末まで実施いたします。 また、医療費につきましては、5類移行に伴い、他の疾患との公平性を踏まえ、医療費の全額公費負担を終了していますが、他の疾病との公平性も考慮しつつ、患者の急激な負担増を避けるため、新型コロナウイルス感染症治療薬（※）の薬剤費（手技料等除く）の一定の公費負担が、継続されています。 （※）新型コロナウイルス感染症治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限られています。 （下線部について回答）	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番 号	四 3.
項 目	各区に保健所を設置し、正規職員としての保健師など専門職員も増やしてください。
(回答) 本市では、平成12年度から1保健所24保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。 各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。 市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新型コロナウイルスなどの新たな感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能強化を図っています。 なお、本市では、令和4年度より、保健所を兼務し、平常時にはアウトリーチをはじめ各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には速やかに保健所に参集する保健師（健康危機管理担当保健師）を各区に配置いたしました。 令和5年度においても、一区当たり1名の保健師を増員しております。 また、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、非常時に速やかに保健所体制を拡充する仕組みの構築や、大阪府などの関係機関と連携し、コロナの経験を活かした今後の対応の検討を進めています。 今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	四 4.
項目	医療機関、介護・福祉施設、 <u>学校</u> 、学童保育、保育園・ <u>幼稚園</u> 、などの <u>職員</u> や利用者 <u>に定期的な PCR 検査を行ってください。</u>
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用の公費負担を終了しています。 学校園の感染防止につきましては、今後も基本的な対策を実施した上で、感染流行期には「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じ、子どもたちが安心して充実した学校（園）生活を送ることができるよう推進しております。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9138

番 号	四 4.
項 目	医療機関、介護・福祉施設、学校、 <u>学童保育</u> 、 <u>保育園</u> ・幼稚園、などの <u>職員や利用者</u> <u>の定期的な PCR 検査等を行ってください。</u>
(回答) 令和5年度は、国の補助金を活用し、放課後児童クラブ（学童保育）における新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費にかかる補助事業を実施しております。事業を継続的に実施していくために必要な場合についての職員や利用者のPCR検査費用等や職員が出勤後に発熱した際に備え、事業所での医療用抗原検査キットの購入費用についても、補助の対象となっております。本補助事業を活用いただき、安心して学童の保育ができる環境を整えていただけるよう、支援してまいりたいと考えております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業） 電話：06-6208-8163

番号	四 4.
項目	医療機関、介護・福祉施設、学校、学童保育、 <u>保育園・幼稚園、などの職員や利用者の定期的な PCR 検査等を行ってください。</u>
(回答) 本市では、国の補助金を活用し、保育施設における新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費にかかる補助事業を実施しており、職員や利用者の P C R 検査費用や、出勤後の職員の発熱に備えた医療用抗原検査キットの購入費用等についても補助の対象となっております。本補助事業を活用いただき、安心して保育ができる環境を整えていただけるよう、支援してまいりたいと考えております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整） 電話：06-6208-8031

番 号	四 5.
項 目	<u>コロナの影響で、暮らしや営業が厳しくなった市民や事業者に補償をしてください。</u>
(回答) 本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。 支援にあたっては、まずは丁寧に話をお聞きし、アセスメントにより相談者の抱えている課題や状況を分析し、生活困窮者自立支援事業による支援だけでなく、他施策・他機関の活用や地域のネットワーク、各種機関等との連携など、自立に向け相談者一人ひとりの事情や心情に寄り添った支援を実施しています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	五 1.
項目	市職員削減は、震災の教訓からも逆行しています。緊急時に十分役割が発揮できるよう専門職をふくめた職員体制を確保してください。その際は非正規職員ではなく、正職員の増員を行なってください。
(回答) 本市では、災害時に職員が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員体制や動員基準を定め、平時から訓練に努めています。 さらに、災害時に備えて他の行政機関と相互に救援協力する体制を構築している他、民間企業等からも必要な協力を得るため各種協定を締結しています。 令和4年3月に策定した「市政改革プラン3.1」のもと、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めており、他都市より多い状況にある技能労務職員については、「民でできることは民で」という考え方のもと、委託化、効率化を図り、削減を行っています。なお、技能労務職員以外は、削減することとしていません。 複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応を図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っています。	
担当	総務局 人事部 人事課（人事） 電話：06-6208-7431 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7388

番号	五 2.
項目	震災、津波、台風、ゲリラ豪雨などの災害に強いまちづくりをすすめてください。 <u>大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
(回答) 大阪市では、平成 25 年 8 月に大阪府が公表した南海トラフ巨大地震に係る震度分布や津波浸水想定結果などを踏まえ、津波の浸水想定のある市内 17 区で公共施設や民間マンションなどを津波避難施設（津波避難ビル・水害時避難ビル）に指定する等、民間施設管理者の協力を得ながら確保を進めております。なお、津波の浸水想定のない区のうち、河川氾濫（洪水）による浸水が想定されている市内東部 5 区においても水害時避難ビルの確保を進めております。 また、大阪市域における大規模な地下空間は、地下街管理会社や鉄道会社など複数の事業者により管理されており、各事業者が連携した災害対策が必要となることから、大阪市、大阪府、国、地下街管理会社、鉄道会社、接続ビル管理会社などで構成する「大阪市地下空間浸水対策協議会」を、平成 26 年 3 月に設置し、地下空間に関する施設管理者が連携した浸水対策（避難対策・止水対策）のガイドライン及び地下空間浸水対策計画の作成をはじめ、訓練の実施や情報共有のネットワークづくりなど、浸水対策の促進に取り組んでいます。 (下線部について回答)	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画） 電話：06-6208-7385

番 号	五 2.
項 目	震災、津波、台風、ゲリラ豪雨などの災害に強いまちづくりをすすめてください。大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、<u>火災対策</u>、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、<u>防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
(回答) 消防局では、市民が日々の暮らしを営む住宅で起こる火災の発生件数の低減や被害の軽減を図るため防火対策や効果的な火災予防啓発を推進しています。また、集客施設や商業施設などの市民等が利用する施設に対しては、計画的な立入検査と徹底した重大違反の是正に取り組むとともに、北区ビル火災を踏まえ、類似火災から一人でも多くの命を守るため、火災発生時に避難が困難な特定一階段等防火対象物の関係者に対し、緊急時における自身や同僚、家族の命の守り方を指導するセルフ・レスキュー・コーチング（SRC）を推進しているほか、定期的な消防訓練を定着させることにより、防火・防災管理の徹底を図り、市民が安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」を目指しています。 さらに、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の大規模災害による被害を軽減するため、防災活動拠点である消防署の機能強化を図るとともに、消防車両・消防水利・警防資器材などの計画的整備を行うほか、市内各地域の自主防災組織に対する防火・防災に関する知識・技術の普及にも取り組んでいます。 今後も引き続き、予算におきましても、市民の安全、安心を確保する為、防災対策の推進を図ってまいります。 (下線部について回答)	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	五 2.
項目	<u>震災、津波、台風、ゲリラ豪雨などの災害に強いまちづくりをすすめてください。大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
(回答) 本市は、低平地のため水害に弱い地形であり、建設局では、過去から上町台地を境として、東側の寝屋川流域における洪水対策と、西側の西大阪地域における台風による高潮対策に取り組んできました。 寝屋川流域では、府及び本市を含む流域市が連携して、河川や下水道の整備を進めると共に流域における保水・遊水機能を取り戻そうという考え方に基づく総合治水対策を進めています。 また、西大阪地域では、過去の高潮被害をきっかけとして、既に堤防の嵩上げや水門を整備しておりますが、平成26年度からは、10年間（平成26年～令和5年）での対策完了を目標とした緊急対策として、府市の港湾・河川管理者が連携し、南海トラフ巨大地震・津波対策に取り組んでおり、堤防や水門の耐震・液状化対策などを完了する予定です。引き続き河川護岸の耐震対策に取り組み、整備に必要な予算を確保できるよう努めております。 本市では、概ね10年に1度の大雨（1時間あたり60mmの降雨量）を対象に下水道幹線やポンプ施設など大規模な雨水対策施設の整備を進めるとともに、集中豪雨などにより浸水被害が発生した地区に対して、早期に浸水被害を軽減させる集中豪雨被害軽減対策の取り組みを進めております。 集中豪雨などの災害対策の取り組みは、行政が下水道施設などを整備する「ハード対策」だけでなく、市民の皆様と連携した自助共助の取り組みも大切であることから、降雨情報の提供や、雨水の家屋浸入を防ぐ「土のう」の貸し出し、雨水をためるための「雨水貯留タンク設置費の助成」などの「ソフト対策」も行っております。 (下線部について回答)	
担当	建設局 道路河川部 河川課 電話：06-6615-6833 建設局 下水道部 調整課（事業計画） 電話：06-6615-7594

番号	五 2.
項目	<u>震災、津波、台風、ゲリラ豪雨などの災害に強いまちづくりをすすめてください。</u> <u>大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
(回答) 大阪港湾局の地震・津波対策については、平成 25 年 8 月に大阪府から公表された津波浸水想定をもとに、防潮堤の耐震・液状化対策を「南海トラフ巨大地震への対策の大きな柱」として位置づけ、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間での対策完了を目標として取り組んでおり、一部区域（此花地区）を除き、目標通り対策を完了する予定です。 また、台風対策については、「大阪港高潮恒久計画」（昭和 42 年）に基づき、大型台風（伊勢湾台風規模）が満潮時に大阪港の西側（室戸台風コース）を通過した場合を想定した防潮堤の整備を完了しています。 しかし、平成 30 年台風第 21 号では、咲洲や夢洲などの埋立地の一部の護岸背後や荷役のため高さが低い岸壁背後において、越波や越流による浸水被害が発生しました。 それを受け、満潮時に台風第 21 号を上回る過去最大級の台風（伊勢湾台風規模）が来襲した場合を想定した浸水シミュレーションを実施し、令和 2 年度より埋立地において既設コンクリート胸壁や護岸の嵩上等に着手しています。 防災・震災関連の事業は、市民の生命・財産を守る重要な施策であり、今後も引き続き必要な予算を確保するよう努めます。 (下線部について回答)	
担当	大阪港湾局 計画整備部 計画課 電話：06-6615-7777

番号	五 2.
項目	<u>震災、津波、台風、ゲリラ豪雨などの災害に強いまちづくりをすすめてください。大阪湾岸・河川の防潮堤の整備、地下街・地下鉄対策、火災対策、避難所の確保、民間マンションなどの避難所指定、防災・震災関連の予算を大幅に増額してください。</u>
(回答) 輸送の安全確保は鉄道事業者の責務であり、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）では、これまで自然災害対策として、耐震・津波・洪水対策を実施してきました。 本市においても、地下鉄の防災対策は重要かつ急務であることから、Osaka Metro が実施する内水氾濫や津波浸水対策及び耐震補強対策については、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調して Osaka Metro に対し補助金を交付し支援してきたところであり、Osaka Metro から、令和3年度までにこれらの対策を完了したと報告を受けております。 (下線部について回答)	
担当	都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話：06-6208-8787

番号	五 3.
項目	南海トラフなどに備え、木造密集市街地の対策、民間住宅の耐震補強に対する補助金制度を拡充してください。
(回答) 大阪市には、老朽化した木造住宅の密集する市街地が、ＪＲ大阪環状線外周部を中心に広がっており、このような密集住宅市街地について早急かつ着実な整備を進めていくことは、極めて重要な課題であると考えております。 このため、令和３年３月に策定した「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、老朽住宅の除却に対する補助エリアを「対策地区」（約 3,800ha）に拡大する等、密集住宅市街地の不燃化を促進しているところです。とりわけ、「重点対策地区」（約 640ha）においては、老朽住宅の除却・建替に対する補助の補助率や限度額の拡充を行うとともに狭あい道路の拡幅促進、地域の主要生活道路沿道の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備、老朽住宅を除却した跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合の補助、土地区画整理手法の活用等、集中的な取り組みを実施しております。 また、民間住宅の耐震化を促進するため、市全域の木造戸建住宅等を対象に、耐震診断・改修補助事業を実施しております。 木造戸建住宅等の耐震診断については、費用の 10/11 以内（補助限度額 5 万円×戸／棟かつ 20 万円／棟）を補助しております。また、耐震改修設計（耐震改修工事の見積りを含む。）については、費用の 2/3 以内（補助限度額 10 万円×戸／棟かつ 18 万円／棟）を補助しております。 木造戸建住宅等の耐震改修工事については、改修工事費用の 1/2 以内（補助限度額 100 万円×戸／棟）を補助しております。 また、建物全体を補強する工事に加え、1 階のみを補強又は、寝室等の一部屋にシェルターを設置する工事も補助対象としております。 今後とも、安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりに向けて、引き続き、密集市街地の整備、民間住宅の耐震化の促進に努めてまいります。	
担当	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課（密集市街地整備） 電話：06-6208-9629 都市整備局 市街地整備部 住環境整備課（防災・耐震化計画） 電話：06-6208-9622

番号	五 4.
項目	避難所となる小学校の体育館のエアコンを設置してください。
(回答) 猛暑期の大規模災害発生時に、高齢者等のいわゆる災害弱者をはじめとする避難者の二次災害が想定され、避難所での二次災害を防止するセーフティネットの観点と、教育現場における部活動実施時などの熱中症対策にも効果的であることから、災害時避難所となる市内の市立中学校体育館に空調機設置を進め、令和4年度をもって、災害時避難所となる市内の市立中学校 127 校すべてに設置を完了しました。 避難が長期化した場合には、避難所を中学校へ集約するとともに、小学校においては、既に空調機が設置されている普通教室や特別教室の活用や、可動式の冷風機の調達・設置などでの対応が可能であり、猛暑時の災害の際の二次災害の防止というセーフティネットの観点からは、小学校体育館への空調機設置は、中学校よりも必要性が低いことから計画しておりません。	
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7379

番号	五 5.
項目	洋式トイレ・ <u>空調設備・飲食料やプライバシーの確保などジェンダー視点で避難所の整備をしてください。</u>
(回答) 災害時に避難所で必要となる物資については、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき確保しており、災害時避難所においても食料、飲料水、パーティション（簡易テント）といった物資を備蓄しています。また、民間事業者と災害時の物資供給などに関する協定の締結を進めており、段ボールベッド、間仕切りなど避難者の生活環境の改善に必要なものについても、災害時の需要に応じて民間事業者から必要な物資を柔軟に調達できる体制の構築を進めております。 ジェンダー視点でのプライバシーの確保については、「避難所開設・運営ガイドライン」に基づき、災害時避難所において、女性専用スペース（更衣室、授乳室、物干し場など）の設置を進めております。 (下線部について回答)	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策） 電話：06-6208-7380

番号	五 5.
項目	<u>洋式トイレ・空調設備・飲食料やプライバシーの確保</u> などジェンダー視点で避難所の整備をしてください。
(回答) 環境局では、災害時の避難所への災害用仮設トイレにつきまして、誰でも容易に使用できる組立式の災害トイレ 563 基（洋式、各避難所分）の購入を完了しています。 また、民間の仮設トイレ事業者 4 社と協定を結んでおり、災害時には洋式タイプを優先的に配備するよう要請するとともに、大規模災害時に速やかに対応できるよう危機管理室と調整を行い、各避難所トイレの不足等のないよう対応を行ってまいります。 （避難所施設内のトイレにつきましては、施設管理者と避難所を指定した危機管理室での調整となります。） （下線部について回答）	
担当	環境局 事業部 事業管理課（まち美化） 電話：06-6630-3254

番号	五 6.
項目	公共施設・学校・避難所・災害拠点病院などの、自然エネルギー発電設備・蓄電設備などの設置の計画を持ち、さらに促進してください。
(回答) 本市では、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制など、令和 12 年度までに大阪府・大阪市が一体となって取り組むエネルギー関連施策の方向性を示した「おおさかスマートエネルギープラン」を令和 3 年 3 月に大阪府とともに策定し、新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。 避難所や防災拠点を含む市有施設等への再生可能エネルギー設備の設置については、令和 4 年度末時点で、太陽光発電は 264 か所、水力発電は 3 か所、風力発電は 1 か所、廃棄物発電は 6 か所、下水消化ガス発電は 6 か所ございます。その中には、民間事業者との連携により、太陽光発電の導入を進めているものもあります。当事業は、太陽光発電事業を行う事業者により市有地等を貸し出し、事業者が発電事業を実施するものです。平成 25 年 11 月からは夢洲において大規模太陽光発電（メガソーラー）事業を実施しているほか、咲洲でも民間事業者によるメガソーラー事業が平成 26 年 5 月から実施されています。また、平成 29 年度からは、大阪市立の小中学校を対象に太陽光パネルを設置する事業を進めており、令和 2 年度までに 181 校への太陽光発電設備の設置を完了しました。 今後とも、公共施設等への再生可能エネルギー発電設備の設置に取り組んでまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策） 電話：06-6630-3483

番号	五 7.
項目	太陽光パネルなど自然エネルギー発電設備のための補助金制度をつくってください。
(回答) 本市では大阪府と共同で、平成 25 年 4 月 1 日に「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置し、国の補助金等の支援制度（創エネ・蓄エネ・省エネ）についての情報を収集し、ご案内しています。その他にも、太陽光パネル設置普及啓発や創エネ・省エネ等に関する市民・事業者の相談窓口のほか、公共施設や民間施設の屋根・遊休地と太陽光発電事業者のマッチング、太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業を行うなど、再生可能エネルギーの普及促進に努めています。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策） 電話：06-6630-3483

番号	五 8.
項目	学校に「緊急地震速報」受信装置の配備と、地震、津波による避難訓練と防災教育を徹底してください。
(回答) 現在、「緊急地震速報受信装置」の配備予定はありませんが、本市では、市民の皆様に災害情報や避難勧告、避難指示を市役所から直接、音声で通報するための「防災行政無線」が区役所・小学校・広域避難場所等に設置されています。 国が運用する「全国瞬時警報システム（Jアラート）」から「緊急地震速報」を受信した場合、「防災行政無線」が自動的に起動し、放送が流れるシステムとなっております。 大阪市教育委員会といたしましては、各校において、区と連携した「防災・減災カリキュラム」の作成・活用や、モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究を進めるとともに、「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の改訂や、教職員を対象とした研修の実施に取り組むことで、避難訓練及び防災・減災教育の充実に努めております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9153 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	五 9.
項目	マイボトル用給水スポットを市庁舎、区役所・出張所・支所・図書館など公共施設や小中学校に設置をすすめてください。
(回答) 危機管理室では、災害時の飲料水は、発災直後の生命維持に最低限必要な量として、断水時に飲料水を提供できるペットボトル等の飲料水と、区役所等が断水していない場所からの飲料水提供を可能とするための給水袋を合わせて 1 日分を市内の備蓄倉庫（7 箇所）や災害時避難所（562 箇所）、区役所（24 箇所）などに備蓄しています。	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策） 電話：06-6208-7389

番号	五 9.
項目	マイボトル用給水スポットを市庁舎、区役所・出張所・支所・図書館など公共施設や小中学校に設置をすすめてください。
(回答) 水道局の給水スポット「水色スイッチ」につきましては、水道水の安全性やおいしさを実感していただくとともに、マイボトルで水道水を飲むという環境にやさしいライフスタイルへの移行を提案することを目的として、市内6カ所に設置しています。 【参考】https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000532231.html 「水色スイッチ」につきましては、今後増産する予定はございませんが、引き続きマイボトルの利用促進・水道水の飲用利用の普及・啓発活動に努めるとともに、新たな給水スポットの設置につきましては、この取組が継続的に行われるためにも、官民施設を問わず、各施設管理者の判断により進めていくものと考えます。 なお、水道局では、地震などの災害により水道が使えなくなった場合でも、市内の広域避難場所・災害時避難所・一時避難場所に適宜応急給水所を設置し、市民の皆さまに飲料水や生活用水など、その時々状況に応じて必要量の水をお届けできるよう、応急給水体制を整えています。	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	五 11.
項目	大阪市のすべての施設・貸室にインターネット環境を整備してください。
(回答) インターネット環境については、NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルといった大手通信事業者の web サイトによると、大阪市内全域において、スマートフォンやタブレット等を用いて、インターネットを利用できる環境が整備されており、本市の施設においても同様に利用可能であると考えています。なお、災害時は、主要な避難所となる小中学校において、教育情報ネットワークを利用した Wi-Fi 環境を避難者が利用できるよう、運用開始に向けて取組みを進めています。	
担当	デジタル統括室 戦略担当（スマートシティ推進） 電話：06-6208-7884 危機管理室 危機管理課（防災 ICT） 電話：06-6208-9851

番 号	六 1.
項 目	正規の教職員をふやしてください。
(回答) 教職員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教職員を配置しております。 今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教職員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教職員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	六 2.
項目	小学校・中学校の全学年を 20 人以下学級にしてください。
(回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級 35 人、中学校及び義務教育学校後期課程は 1 学級 40 人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番 号	六 3.
項 目	学校選択制を中止し、小・中学校の統廃合や小中一貫校計画はやめてください。
(回答) 教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応じていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成 24 年 10 月に策定いたしました。 この方針のもと、平成 26 年度入学より順次、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。 学校選択制は、平成 26 年度入学者より一部の区において開始しましたが、平成 31 年度入学者からは全区実施となっております。 令和 5 年 3 月には学校選択制にかかる検証報告書において検証の取りまとめを行いました。学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。 また、学校選択制による児童生徒数の増減は学級数 12～24 の適正規模校では増減幅は少ないが、適正規模を下回る小規模校ほど減少率が高い傾向が見られ、小学校においては全学年単学級の学校の通学区内児童の通学区外への就学はさらに高い傾向にあると伺えます。学校規模のように学校の努力だけでは根本的な解決が困難な課題については、今後とも区役所や教育委員会と連携して解決していくことが必要であると考えております。 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に係る方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 施行した条例の内容については、小学校の規模を適正規模である 12 学級から 24 学級にする	

よう努める義務を教育委員会に課すること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。

また、中学校については条例に定めはないものの、小学校と同様の課題があることから、取り組みを進めていく必要があると考えております。

学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。

また、小中一貫校では、義務教育9年間の系統的・継続的な教育に適した教育環境を整備し、いわゆる「中1ギャップ」を解消するなど、子どもたちの健やかな心身の発達を目的としています。そのために、小学校と中学校の教員が協力し、一つの行事に9学年が一緒に取り組んだり、小学校高学年から一部の教科で教科担任制の授業を展開したりするなど、特色ある教育活動を実施しているところです。

担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9197

番号	六 4.
項目	小学校の体育館にエアコンを設置してください。
(回答) 小学校の体育館へのエアコン設置については、現時点では市全体における市設建築物の老朽化に伴う建替や大規模改修等が必要となっており、その事業量が増大していることに加え、民間における技術者不足の影響もあり、小学校の体育館に空調機を設置することは難しい状況であります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	六 5.
項目	「全国いっせい学力テスト」「大阪府チャレンジテスト」「小学生すくすくウォッチ」は実施しないでください。「大阪市統一テスト」「大阪市小学校学力経年調査」は実施しないでください。 (回答) 全国学力・学習状況調査は、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しております。 中学生チャレンジテストについては、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成すること等を目的として実施しております。さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることを目的として実施しております。 小学生すくすくウォッチは、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況を把握し、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。 大阪市小学校学力経年調査は、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しております。 なお、大阪府中学校3年生統一テストにつきましては、令和3年度より中学生チャレンジテスト（3年生）が9月実施となったことにより、実施いたしません。 大阪府教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番 号	六 6.
項 目	教育の一環で実施している学校給食は、国産の安全な食材を使ってください。米飯給食の回数をふやしてください。ポリカーボネート製食器の使用は中止してください。
(回答) 食材につきましては、国産を基本としており、児童・生徒が各栄養素を過不足なくバランスよく摂取でき、様々な食に触れることができるように、多様な食品を適切に組み合わせ、「児童または生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」に照らして献立を作成し、週3回の米飯給食を提供しております。 また、食器素材の改善につきましては財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、今後、研究してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番 号	六 7.
項 目	入学などにともなう必需品の費用の補助制度を市として創設してください。
(回答) 大阪市立の小・中・義務教育学校に通う児童生徒について、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、「大阪市児童生徒就学援助規則」を定め、就学援助制度を実施しています。 就学援助制度では、児童生徒が1学年又は義務教育学校の7学年である場合、入学準備のための経費を支給しています。 【参考】 令和5年度 入学準備補助金支給額 小学校1学年又は義務教育学校1学年 54,060円 中学校1学年又は義務教育学校7学年 63,000円 また、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍する生徒で、経済的理由により修学が困難な生徒に対して教育の機会均等を図れるよう、「大阪市奨学条例」により、大阪市奨学費を支給しています。 【参考】 第1学年（入学年度に限る） 年額107,000円以内 なお、大阪府高等学校等奨学のための給付金等、他の給付型奨学金の対象者となる方は、その給付金を控除した金額が支給上限額となります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話:06-6115-7653、7641

番号	六 8.
項目	専門家による校舎の老朽化の点検をしてください。
(回答) 学校施設については、資格者による定期点検を実施しております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番 号	六 9.
項 目	学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いてください。
(回答) 大阪市立の小中学校においては、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境を整えるよう学校向けに通知を行い、女子トイレ（個室含む）等、各学校の実情に合った提供場所において設置しているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	六 10.
項目	義務教育の過程で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点でジェンダー平等の学習を行ってください。 また、憲法や労働基準法など働く権利を学ぶ機会をつくってください。
(回答) 本市においては、子どもたちが自己肯定感を高め、自他の尊厳や命を大切にし、相手を思いやり集団生活の場でよりよい人間関係を築き、男女が対等なパートナーとして様々な分野に参画するなど、子どもたちそれぞれが自分の将来について具体的な目標を持つことができる、生きる力を育む「性に関する指導（性・生教育）」を系統的に進めることとしております。各学校においては、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、児童・生徒の発達段階や、各学校の実態に応じて、保護者や地域と連携し理解を得て、集団指導と個別指導を組み合わせ教科横断的に取り組んでいます。 小中学校及び義務教育学校におきましては、関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を進め、子どもの社会的・職業的自立に向けた勤労観・職業観を育成しております。 また、日本国憲法につきましては小中学校社会科、労働基準法及び勤労の権利につきましては、中学校社会科において、学習指導要領に沿って適切に指導しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	七 1.
項目	市が独自予算をつけて、すべての子どもの医療費は窓口負担なく無料にしてください。
(回答) 本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成していますが、本市のみで一部自己負担額を軽減することは、給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の厳しい財政状況から、困難であると考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	七 2.
項目	<u>公立保育所の廃止・民間移管を撤回し</u> 、市として乳児の保育と幼児の給食費を無償にしてください。
(回答) 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状態に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。 なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（再編整備） 電話：06-6684-9190 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（運営） 電話：06-6684-9345

番 号	七 2.
項 目	公立保育所の廃止・民間移管を撤回し、 <u>市として乳児の保育と幼児の給食費を無償にしてください。</u>
(回答) 保育料は、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなっており、各世帯の所得に応じた額をご負担いただくことが基本となっています。本市は、独自の財源を投入することにより、国基準の保育料から軽減を行うなど、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めているところでございます。 また、0～2歳児の保育料無償化に向けた取組として、令和6年9月から、多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料無償化を実施する方針であり、現在、この方針に沿って準備を進めているところです。最終的には、令和6年3月の予算市会を経て、実施が決定される見込みです。 また、義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用） 電話：06-6208-8106 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付） 電話：06-6208-8281

番 号	七 三.
項 目	公立幼稚園の廃園・民営化をせず、すべての公立幼稚園で3歳児保育を実施してください。給食費も無償化してください。
(回答) 「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。 3歳児保育については、平成4年度に3園の保育研究園で定員15名として実施し、平成5年度には定員数を20名としてさらに3園で追加実施しました。2ヵ年の研究により、3歳児定員については20名とし、その後年々拡充を図り、現在は31園で3歳児保育を実施いたしております。今後とも子育て家庭のニーズを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。 給食について、市立幼稚園においては、実施しておりません。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画） 電話：06-6208-8165

番号	七 4.
項目	「児童いきいき放課後事業」「学童保育」などそれぞれの役割を認め、市の責任ですべての小学校区に学童保育をつくり、身分保障された専門性のある職員配置をしてください。 (回答) 大阪市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(留守家庭児童)を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。 一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。 その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている現行の留守家庭児童対策事業を、児童いきいき放課後事業の補完的役割として補助を継続しております。 なお、民設民営で実施されている放課後児童クラブについては、各地域の実情や保護者のニーズに合わせて民間による自律的な設置・廃止が行われるものとなっております。 また、平成27年4月に施行されました本市の「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、放課後児童クラブごとに「放課後児童支援員」の2名以上の配置、ただしその内の1名については「補助員」でも可能とするよう「職員数及び資格」を定めており、放課後児童支援員の資格取得に必要な、大阪府が実施する放課後児童支援員認定資格研修について、本市放課後児童クラブ該当職員の計画的な参加、修了を進めております。 さらに、放課後児童支援員の定着を図り、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しております。また、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」について国により財政措置がされたことから、放課後児童支援員や補助員等の職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、原則として令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施する場合、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金(令和5年度より放課後児童支援等処遇改善事業補助金に名称変更)を各実施事業者に対して交付しています。
担当	こども青少年局 企画部 青少年課(放課後事業) 電話:06-6208-8163

番号	八 1.
項目	妊産婦が安心して出産するために、妊産婦医療費助成制度を市として創設してください。
(回答) 大阪市におきましては、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担軽減を図るという観点から、妊婦健康診査、産婦健康診査の公費負担を実施しております。 妊婦健康診査については、平成 31 年度より、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に増やし、令和 2 年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を 2 回分追加するなど、経済的負担の軽減を図ってきたところであります。 また、産後 2 週間、産後 1 か月の時期の産婦に対する健康診査を公費負担し、産後うつの予防など、産後間もない時期の母子に対する支援を強化しております。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。 なお、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等における動向にも注視してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健） 電話：06-6208-9966

番 号	八 2.
項 目	大阪府福祉医療費助成制度の見直しで、対象外になった人を対象者に戻してください。
(回答) 本市では、病院等で診療を受けた場合に、保険が適用された医療費の自己負担の一部を助成する福祉医療費助成制度を実施しています。 大阪府において、福祉医療費助成制度に関し、平成 30 年 4 月診療分から対象者や助成の範囲を改める制度の変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施しており、今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、一部負担金のあり方も含め、府とともに制度の再構築を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番 号	八 3. 4.
項 目	八 3. 高すぎて払えない国民健康保険料は引き下げ、減免制度を拡充してください。保険証のとりあげをやめてください。子育て世代の負担軽減のために子どもにかかる均等割に市として補助をし、保護者負担をなくしてください。 八 4. 国に対し国保の広域化を撤回するように、府に対しては統一保険料の押し付けをしないよう要請してください。市独自の減免制度は継続・拡充してください。
(管理グループ回答) 国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしているが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えています。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であることから、持続可能な医療保険制度を構築するため、国は公費を拡充し国保財政基盤の強化を図るとともに、平成 30 年度より国保運営の都道府県単位化が図られたところです。 都道府県単位化にあたって、市町村は、都道府県が定める運営方針を踏まえた国保運営に努めるものとされており、府内市町村の保険料率につきましては、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしています。 本市におきましても、令和 6 年度に保険料率等を府内で統一する府の運営方針に沿った対応を行っているところです。 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、医療給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。 しかしながら、令和 5 年度の本市一人当たり平均保険料は、医療給付費の自然増等により、13.9%の改定が必要なところ、物価高騰などの状況を考慮して、本市国保基金を約 28 億円充当することにより 10.3%の改定としたところです。 府内統一保険料率となる令和 6 年度以降は、前述のような市町村独自の対応はできなくなるため、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化及び国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、令和 6 年度からの次期運営方針において、財政調整事業を定めて取り組むこととされています。 本市としましては、保険料の抑制・平準化のための取組については、医療費の急激な上昇が見込まれる場合等においても、被保険者の負担が急増することの無いよう、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における協議内容を適切に踏まえた上で、大阪府がリーダーシップを発揮し、国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組んでいただくよう意見提出しているところです。 また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医	

療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を重ねてまいります。

国民健康保険料の賦課方式については、関係法令の定めにより4方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯別平等割）、3方式（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）、2方式（所得割・被保険者均等割）のいずれかとする事とされています。

平成30年度からの国保の道府県単位化に伴い、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内統一保険料率とすることとし、賦課方式や賦課割合等についても、統一することとされています。本市としても、府の方針に沿った対応を行っています。

本市の保険料の現在の賦課方式は3方式としており、賦課割合については、医療分と後期高齢者支援金分について、均等割と平等割の割合を、現行の5対5から6対4に、また介護分については均等割と所得割の2方式となるよう、統一保険料率に向けて、経過措置期間でなだらかに移行をするよう変更してきたところです。

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月より未就学のこどもにかかる国民健康保険料の均等割額を5割軽減しているところです。

本市においては、国民健康保険の構造的な問題の解決のため、国庫負担率の引上げを含む財政基盤強化策やこどもの均等割軽減の拡充など、国において必要な措置を講じるよう、機会あるごとに国に対して要望しています。

（保険グループ回答）

保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等により所得が前年と比較して3割以上減少した場合には、所得割保険料を減免する制度を実施しております。

なお、前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割を軽減する制度や、倒産・解雇などの理由で離職された非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を、国の制度として実施しております。

こどもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されることとなりましたが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。

加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っています。

(収納グループ回答)

本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。

これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めています。

また、短期証の交付後もなお、特別の事情もなく、長期（１年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（管理）	電話：06-6208-7961
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険）	電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（収納）	電話：06-6208-9872

番号	八 五.
項目	<u>保険料滞納者への財産調査は中止し、保険料・市民税などの強権的な徴収はやめてください。</u>
(回答) 国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。 本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 それでも、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査したうえで、まず差押予告を行い、滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。 それでもなお、特別な事情が無いにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番 号	八 5.
項 目	<u>保険料滞納者への財産調査は中止し、保険料・市民税などの強権的な徴収はやめて ください。</u>
(回答) 地方税法には、納税者が納期限までに地方税を完納されない場合は、督促を行い、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、差押えをしなければならないと定められております。 実際の事務においては、督促に続いて文書や電話による催告を行い、納税者の方から納付が困難である旨のご相談がありましたら、必要に応じて納税の猶予制度による分割納付のご案内などの納税相談を行っております。 しかしながら、催告を行ってもなお納税に応じていただかず、ご相談もない場合には、地方税法に基づき財産調査を行った上で、財産のあることが判明した場合は差押え等の滞納処分を行うこととなります。 (下線部について回答)	
担当	財政局 税務部 収税課 電話：06-6208-7781

番 号	八 6.
項 目	市として独自の老人医療費助成制度を創設してください。
(回答) 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、本市の厳しい財政状況から、大阪市独自の制度として高齢者を対象とした医療費助成制度を創設することは困難であると考えます。 なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番 号	八 7.
項 目	「後期高齢者医療制度」の廃止、75 歳以上の医療費の患者本人 2 割負担導入撤回を国に強く求めてください。
(管理グループ回答) 少子高齢化が急速に進展する中、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成 18 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立、公布され、この改正により、平成 20 年 4 月からは 75 歳以上の高齢者（65 歳以上で一定の障がいがある方を含む。）を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されました。 後期高齢者医療制度につきましては、被保険者をはじめ、市民に対する広報・周知が十分でなかったこと、また、制度内容について必ずしも被保険者等の十分な理解を得られていなかったことから、国において引き続き広報・周知に努める一方、所得の低い方への保険料軽減や特別徴収から口座振替に変更できる措置等の導入など、各種改善策が講じられたことにより、制度が一定、定着してきたところです。 今後の高齢者医療制度のあり方につきましては、平成 25 年 12 月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、『医療制度改革の全体像や方向性、進め方を示しつつ、その措置の実施状況等を踏まえたうえで、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。』とされております。 なお、本市においては、これらの検討を行うに当たっては、高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けられる持続可能なより良い医療保険制度とするため、住民や市区町村の意見を確実に反映するよう、国に対して引き続き要望を行ってまいります。 (保険グループ、給付グループ回答) 令和 4 年度以降、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となり始める中、後期高齢者の医療費の増大が見込まれています。 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約 4 割は現役世代が負担する構造になっており、今後ますます拡大する見通しとなっております。 このような状況を踏まえ、国において、医療保険制度における給付と負担の見直しを実施し、全ての世代が公平に支え合う「全世代対応型の社会保障」を構築することを目的として、令和 4 年 10 月 1 日から、75 歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が 1 割から 2 割に変更されたものです。	

なお、令和7年9月末まで、変更に伴う負担増加額の上限を月3,000円に抑えるよう配慮措置が設けられているところです。				
担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（管理）	電話：06-6208-7961
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険）	電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（給付）	電話：06-6208-7967

番 号	八 8.①
項 目	市の介護保険料・利用料を引き下げてください。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、その理念に基づき、介護保険料の設定につきましても、介護保険法施行令の規定により、本人の所得状況等だけでなく、世帯全員の課税状況によって、きめ細かい保険料段階を設定することとなっております。 また、介護保険制度では、制度の維持と事業の円滑な運営を図るため、各市区町村において3年ごとに介護保険事業計画を策定し、必要となる介護サービスに係る費用を見込み、介護保険料を設定しています。 本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多いという特性があります。また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっていることから、介護サービスに係る費用も大きくなっています。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましても、こうした状況に加え、介護保険料に直結する介護報酬の増額改定の影響もありますが、介護給付費準備基金の取崩しや保険料段階の変更を行うなど保険料必要額の縮減を図り、基準となる月額保険料を8,094円と設定させていただいたところです。 本市の令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険料については、国の検討状況を見ながら、第1号被保険者数や要介護（要支援）認定者数、介護給付費や地域支援事業費の見込みを推計し、令和5年12月下旬より行っている「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」についてのパブリック・コメントで介護保険料基準額案をお示しし、パブリック・コメントでいただいた意見や介護報酬改定の状況などにより再度試算した介護保険料段階・乗率案を市会に上程いたします。 なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。 本市では、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、公費による保険料軽減を行う前の第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を独自で設け、実施しております。 次に、利用料については、サービスに係る費用の1割、2割又は3割を負担していただいております。	

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万円以下の利用者負担第 2 段階の方については、月額負担上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。

また、各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。

加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額を、特定入所者介護サービス費として支給しております。

さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	八 8.②
項目	市独自の介護保険料減免制度を拡充してください。
(回答) 本市では、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、公費による保険料軽減を行う前の第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	八 8.③
項目	保険証 1 枚で必要な介護給付が受けられるよう、要介護認定制度を廃止と、国庫負担の大幅な引き上げで介護保険の施策の充実、利用料の引き下げを国に求めてください。
(回答) 介護サービスを受けるにあたっては、介護サービスの必要な方がその必要に応じて適切な介護が受けられるよう、介護保険法第 19 条において「介護（予防）給付を受けようとする被保険者は、要介護（要支援）者に該当すること及びその該当する要介護（要支援）状態区分について、市町村の認定を受けなければならない。」と規定されているところです。 要介護（要支援）の認定にあたりましては、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められており、法令等に基づき、本市におきましても公平・公正な調査・審査判定に努めております。 介護保険財政については、介護保険制度の円滑な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、十分な財政措置を講じること、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなどにより、第 1 号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じること等を国に対し要望しております。 利用料については、サービスに係る費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担していただいております。 利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万円以下の利用者負担第 2 段階の方については、月額負担上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。 また、各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額を、特定入所者介護サービス費として支給しております。 さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定） 電話：06-4392-1727 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番 号	八 9.
項 目	高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種を無料にしてください。
(回答) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種については、平成 26 年 7 月に予防接種法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成 26 年 10 月から定期の予防接種に加えられました。 感染症の集団発生やまん延を防止する社会的防衛に比重を置いた小児の予防接種が「A 類疾病」に区分されているのに対して、当該予防接種は高齢者のインフルエンザ同様に、個人の発病や重症化の防止に比重がおかれている「B 類疾病」に区分されているため、定期接種の対象者には、生活保護受給者及び市府民税非課税世帯を除き、費用の一部（ワクチン代相当額 4,300 円）を自己負担いただいております。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	八 10.
項目	<u>市議会付帯決議にそって、市の責任として旧住吉市民病院跡地の新病院に、入院できる小児・周産期病床を設けてください。新病院について住民の意見を聞く双方向の形で住民説明会を早期に開催してください。</u>
(回答) 病院再編により平成 30 年 3 月末をもって住吉市民病院を廃止し、平成 30 年 4 月から大阪府市共同住吉母子医療センター（大阪急性期・総合医療センター内）の運用を開始しており、住吉市民病院が担ってきた医療機能等を継承し機能強化を図っております。 また、附帯決議（平成 30 年 3 月 27 日付け議案第 13 号及び第 93 号に対する附帯決議）に沿って、平成 30 年 4 月から住吉市民病院跡地にて住之江診療所を開設し、地元地域における小児科、産婦人科にかかる一次医療体制の確保に努めており、診察の結果、入院加療や更なる検査が必要な場合には、大阪急性期・総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院並びに市立総合医療センターとの医療連携により対応しております。 更に大阪公立大学医学部附属病院に、産科 10 床の拡充及び新生児室の増設、また、新生児（病児）の増加や医療的ケア児の入院等にも対応するため必要となる小児科病棟の改修など、新病院の開設を待つことなく、大阪市南部基本保健医療圏の小児・周産期医療機能の充実に努めているところです。 なお、住吉市民病院跡地には、市立弘済院が持つ認知症医療機能等に住之江診療所の小児科・産婦人科の外来機能を加え、大阪公立大学が運営する新病院等の整備・検討を進めております。 （下線部について回答）	
担当	健康局 総務部 総務課（病院機構支援） 電話：06-6208-9897

番号	八 10.
項目	市議会付帯決議にそって、市の責任として旧住吉市民病院跡地の新病院に、入院できる小児・周産期病床を設けてください。<u>新病院について住民の意見を聞く双方向の形で住民説明会を早期に開催してください。</u>
(回答) 住吉市民病院跡地に整備する新施設の概要及び工事説明会については、令和5年12月21日にすみのえ舞昆ホールにて開催し、本市担当者から新施設の概要説明、本市担当者及び建築工事請負業者から工事説明を行った後、参加いただいた方からのご質問やご意見を伺う時間を設けたところです。 (下線部について回答)	
担当	健康局 総務部 総務課（病院機構支援） 電話：06-6208-9897 福祉局 弘済院 管理課（経営企画） 電話：06-6208-7930

番号	八 11.
項目	病院減らしの再編計画を見直し、公立病院を充実させ、いのちを守るために市として役割を果たしてください。
(回答) 病院再編計画について、「住吉市民病院を廃止に伴う病院（医療機能）再編計画」では、計画に沿って平成 30 年 3 月末に住吉市民病院を廃止し、同年 4 月から、医療機能等を大阪急性期・総合医療センターに継承するとともに同センター内に整備した大阪府市共同住吉母子医療センターの運用を開始し、一方で住吉市民病院跡地に新たに住之江診療所を開設いたしました。 また、公立病院の充実及び市としての役割について、健康局が所管する地方独立行政法人大阪市民病院機構（市立総合医療センター、市立十三市民病院及び市立住之江診療所を運営）に対して、本市から中期目標により、医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化に更に努め、引き続き安心、安全、納得の質の高い医療を提供するよう指示しているところであり、特に、法令等に基づき実施が求められる医療や、市の政策課題として担うべき医療、採算性の面から民間医療機関では対応が困難な救急医療、小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療などの政策医療、地域で不足する医療など、市の医療施策に対し積極的に取り組んでいただいております。	
担当	健康局 総務部 総務課（病院機構支援） 電話：06-6208-9897

番号	八 12.
項目	市民検診はすべての住民を対象に従来の検診水準を下げることなく、費用は無料で実施できるようにしてください。特に、子宮がん、乳がん検診は毎年してください。
(回答) 大阪市がん検診及び健康診査については、「自らの健康は自らが守る。」という意識をもっていただけるよう、受益と負担の観点から、検診費用の一部を受診者に負担していただいております。 なお、後期高齢者医療の被保険者、高齢受給者証の対象者、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等支援給付の受給世帯及び市民税非課税世帯に属する方については自己負担金を免除し、経済的な理由で検診を受けられないといったことのないようにしております。 また、子宮頸がん・乳がんにつきましては、国において定められています「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施しており、現在のところ、2年に1回とされております。今後も国の動向を注視しつつ、検診の充実を図ってまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	八 13.
項目	市として補聴器の公的補助制度をつくってください。
(回答) 聴覚障がい者手帳の交付を受けた方及び高度難聴以上の難病患者等で高度難聴用、又は重度難聴用の補聴器が必要な方（身体障がい者手帳を所持している方と同程度以上の方）を対象とし、補装具費で補聴器購入費・修理費用の全部又は一部を支給しています。 また、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象として「大阪市難聴児補聴器給付事業」により難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的として補聴器購入費用・修理費用の全部又は一部を支給しています。 難聴者の補聴器購入に係る助成制度については、全国一律の制度として、国において創設されるべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について要望してまいります。 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 なお、難聴者の補聴器購入に係る当該公的助成については、国においての公的助成制度の創設が必要であると考えており、国に対して要望しているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	八 14.
項目	生活保護利用者の人権、生存権を守るために、ケースワーカーの外部委託はやめてください。
(回答) 現在、ケースワーカーの外部委託は行っておりません。 また、現時点においては、今後外部委託を行う予定はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	九
項目	個人情報の漏えい問題など不安があるマイナンバーの取得義務化につながる「健康保険証の廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」は、中止するよう国に求めて下さい。
(回答) 国は、個人のＩＤ・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会をめざとしています。 マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用するとして、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証、在留カードとの一体化等の計画がなされ、推進しているところです。 マイナンバーカードの利用の拡大については、国において必要な措置を講じた上で順次実施されていくものと考えております。 なお、マイナンバーカードの取得やマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み等は任意であり、健康保険証廃止後、マイナンバーカードの健康保険証利用を行わない方に対しては資格確認書を発行するなど、マイナンバーカードを取得されていない方も引き続き現行と同等のサービスを受けることができるよう、国により制度設計が行われているところです。	
担当	デジタル統括室 DX 推進担当（デジタルサービス） 電話：06-6208-8860

番号	十 1. ①
項目	ニュートラムに乗務員を配置してください。また運転停止時には代替輸送をおこなってください。
(回答) 軌道法や鉄道事業法等の関係法令により、輸送の安全確保は鉄道事業者である大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）の責務であり、それを前提として、職員の配置や運行トラブルに関する事項につきましては、Osaka Metro において適切に対応すべきものと考えております。 ニュートラムが運行を停止した際には、Osaka Metro がグループ会社である大阪シティバス株式会社に対して、必要に応じて振替輸送を依頼し、運行停止が長時間に及ぶ場合には、同社を含む貸切バス会社に対して、代行輸送を依頼することとされております。 本市としましては、Osaka Metro 自らが中期経営計画に掲げる「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を着実に進めていくよう、求めています。	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番 号	十 1. ②
項 目	転落防止のため、早急に地下鉄全駅に可動柵をつけてください。
(回答) 大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）における可動式ホーム柵の設置につきましては、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線や千日前線に設置するなど、路線単位を基本に進められてきました。 本市においても、これらの可動式ホーム柵整備はプラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策として重要かつ急務であると認識しており、Osaka Metro においては、令和 5 年 7 月に発表した「2018-2025 年度中期経営計画（2023 年改訂版）」で、2025 年度までに全 133 駅で可動式ホーム柵の設置を完了することとしております。	
担当	都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話：06-6208-8787

番号	十 1. ③
項目	緊急時に対応できるように、駅員を増員してください。
(回答) 軌道法や鉄道事業法等の関係法令により、輸送の安全確保は鉄道事業者である大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）の責務であり、それを前提として、職員の配置に関する事項につきましては、Osaka Metro おいて適切に対応すべきものと考えております。 本市としましては、会社自らが中期経営計画に掲げる「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を着実に進めていくよう、求めてまいります。	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番 号	十 1. ④
項 目	バスを増便してください、赤バスも復活してください。
(回答) 旧市営バス事業は、平成 30 年 4 月に民営化し、大阪シティバス株式会社が民間事業者としてバス事業を行っています。現在のバス路線については、市民・利用者に必要な輸送サービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通施策として必要な路線の維持をめざし、各区と調整したうえで、利用動向に応じた見直しを全市的に行い設定したものです。 その結果、市域内はバスと鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全体として利用状況に見合った、必要なサービスは確保できていると考えています。 なお、「赤バス」については、平成 14 年 1 月から本格運行を開始しましたが、利用が極端に少なかったことなどから、平成 25 年 3 月末に廃止に至ったところです。	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	十 2.
項目	大型ゴミの収集を無料にもどしてください。また、一般ゴミの有料化はしないでください。
(回答) 粗大ゴミ収集については、普通ゴミのように全ての家庭から日常的に排出されるものではなく、家財の買い替え等により臨時的に排出されるものであるため、排出者に対して排出量・頻度に応じて負担を求める「排出者（受益者）負担」により、「行政サービス」の公平性を確保するとともに、ゴミの減量化を推進するため、有料化を実施しております。 また、家庭系ゴミ収集の有料化につきましては、ゴミの排出量に応じた費用負担の公平化やゴミの発生抑制等に効果があることから、その推進を図るべきとの方針が国（環境省）から示されております。 家庭系ゴミ収集の有料化等経済的手法を用いた減量施策の導入について、本市としましては、今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種減量施策の効果検証とともに、検討することとしています。	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3226 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3212

番号	十 3.
項目	市民プールなどスポーツ施設は、市として命と安全に責任をもって運営してください。
(回答) 市民プールなど本市スポーツ施設においては、現在すべて指定管理者制度へ移行しております。市民プールの安全確保の強化については、国が定めております施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等を示した、『プールの安全標準指針』に基づいて、安全確保を図っております。 引き続き、市民プールなど本市スポーツ施設の安全管理に万全を期すため、施設の巡回及び指定管理者における安全管理の徹底指導を行っていきます。	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課（スポーツ施設） 電話：06-6469-3867

番号	十 4. ①
項目	<u>市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。</u>
(回答) 大阪市役所本庁舎の女性用及び多目的トイレの個室には足で踏んで開閉させるサニタリーボックスを設置しています。生理用品の設置につきましては、今後、ニーズなども踏まえ検討してまいります。 (下線部について回答)	
担当	総務局 行政部 総務課（庁舎管理） 電話：06-6208-7381

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。</u>
(回答) 北区役所では、現在のところトイレ内に生理用品を設置する予定はございませんが、自動のサニタリーボックスについては、来庁された方がご利用になる女性用トイレに設置しております。 今後とも利用者のニーズを把握しつつ、快適にご利用いただける庁舎を目指してまいりますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	北区役所 総務課 電話：06-6313-9625

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 現在、都島区役所庁舎内のトイレには手動式のサニタリーボックスを設置しているところですが、生理用品の設置及びサニタリーボックスの見直しにつきましては、公共施設の導入状況を踏まえ、今後検討いたします。 (下線部について回答)	
担当	都島区役所 総務課（庶務） 電話：06-6882-9626

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 当区庁舎の女子トイレの全個室及び多目的トイレには足踏み式のサニタリーボックスを設置しています。 自動のサニタリーボックス及び生理用品の設置につきましては、利用者ニーズのほか、公共施設や商業施設などの導入状況を勘案して、今後検討してまいります。 (下線部について回答)	
担当	福島区役所 企画総務課（総務） 電話：06-6464-9625

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。</u>
(回答) ご要望いただきました件について、此花区役所ではすべての個室トイレに自動で開閉するサニタリーボックスを設置しています。 また、生理用品につきましては、現在トイレに設置しておりませんが、生理用品の購入が困難な大阪市在住・在勤・在学の女性を対象に庁舎1階自立支援窓口において提供しています。 何卒ご理解をたまわれますようよろしくお願いいたします (下線部について回答)	
担当	此花区役所 総務課 電話：06-6466-9551

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 中央区役所合同庁舎においては、くらしサポート中央（自立相談支援窓口）に相談に来られた方で、希望される方に生理用品を提供しております。また、女性用トイレ内の個室及びバリアフリースペース（多目的トイレ）内には、サニタリーボックスを設置しております。 (下線部について回答)	
担当	中央区役所 総務課（総務） 電話：06-6267-9987 中央区役所 保健福祉課（保健福祉） 電話：06-6267-9199

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくだ</u> <u>さい。</u>
(回答) 西区役所合同庁舎においては、トイレに生理用品は常備しておりませんが、自立相談支援窓口に常備しておりますので、希望される方には生理用品を提供しております。また、女性用トイレ内の個室には、自動ではありませんが、一般的なサニタリーボックスを設置しております。 今後も、区民の皆さんが安心して区役所をご利用いただけるよう、努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9939

番 号	十 4.①
項 目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくだ さい。</u>
(回答) 区役所では、生理用品を設置することは不特定多数の方が利用される施設の性質上衛生面の観点から現時点では難しいと考えております。また、自動のサニタリーボックスにつきましては、全個室ではありませんが設置しております。将来的に全個室に設置できるよう検討してまいります。 今後もより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいりますのでご理解くださいますようお願い致します。 (下線部について回答)	
担当	港区役所 総務課（総務・人材育成） 電話：06-6576-9631

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所のトイレ</u> に生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 大正区役所では自動のサニタリーボックスを各階に1台、女性用トイレ内に設置しております。なお、男性用トイレ内には、足踏み式のサニタリーボックスを各階に1台設置しております。 また、生理用品については現時点で設置する予定はありませんが、市民局が実施している女性のつながりサポート事業により区役所1階の自立相談支援窓口（インコス大正）で、様々なご事情により生理用品の入手が困難な方に対して、相談の機会を通じた生理用品の提供を行っており、そのご案内を女性用トイレ内に掲示しています。 (下線部について回答)	
担当	大正区役所 総務課（庶務） 電話：06-4394-9626 大正区役所 保健福祉課（福祉） 電話：06-4394-9926

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 天王寺区役所では、区民の皆様に庁舎をより快適にご利用いただけるよう、庁内の備品等の改善を可能な限り行っております。令和3年度には、区役所庁舎のサニタリーボックスの改善も行ったところです。 (下線部について回答)	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 浪速区役所においては各トイレに生理用品の設置は行っておりませんが、浪速区役所4階くらしサポートセンターなにわ（自立相談支援窓口）において、生活にお困りの方へ相談の機会を通じた生理用品のご提供は行っており、経済的理由などで生理用品を買えない方等への相談・支援を行っております。 また、サニタリーボックスについては自動のものではなく、通常のもを設置しており、衛生面から非接触の自動式のものがよりよいと考えますが、現在のところ費用面等の点から導入にはいたっておりません。サニタリーボックスを含め、トイレを市民の皆様が気持ちよく使えるよう、清掃の徹底等引き続き努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	浪速区役所 総務課（総務） 電話：06-6647-9625

番号	十 4.①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。</u>
(回答) 西淀川区役所においては各トイレに生理用品の設置は行っておりませんが、西淀川区役所3階自立相談・就労支援窓口において、生活にお困りの方へ相談の機会を通じた生理用品のご提供は行っており、経済的理由などで生理用品を買えない方等への相談・支援を行っております。 サニタリーボックスについては、これまで、手動式を多目的トイレ及び女性用トイレに設置しておりましたが、膀胱がんや二分脊椎症等の疾病や加齢等により、尿漏れパッドやおむつ・導尿カテーテル等を利用されている方が、安心してトイレを利用していただけるよう、令和5年5月15日に男性用トイレも含め全個室トイレ36か所に自動開閉式のサニタリーボックスへと入替・新設いたしました。 (下線部について回答)	
担当	西淀川区役所 総務課 電話：06-6478-9625

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。</u>
(回答) 大阪市では、「大阪市女性のつながりサポート事業」の取組みとして、区役所の自立相談支援窓口にてご相談とあわせて必要とされる方に生理用品をお渡ししています。トイレへの生理用品の設置につきましては、今後ニーズなども踏まえ検討してまいります。 また、現在は女性用トイレおよびパブリックトイレに手動のサニタリーボックスを設置していますが、近年は生理用品だけでなく、おむつや尿漏れパッド等の廃棄のためのサニタリーボックスの需要が高まっているため、どなたでもお使いいただけるように自動開閉式のものへの更新を検討してまいります。 (下線部について回答)	
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 生理用品につきましては、不特定多数の方が利用される施設の性質上、衛生面の観点から設置は予定しておりません。サニタリーボックスにつきましては、多目的トイレを含む全てのトイレに足踏みペダル式のサニタリーボックスを設置しております。 (下線部について回答)	
担当	東淀川区役所 総務課（総務） 電話：06-4809-9625

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくだ</u> <u>さい。</u>
(回答) 生理用品につきましては、区役所におけるトイレは不特定多数の方が利用されること等をふまえ、衛生上の観点から配備を行っておりません。 なお、市民局の取組として、東成区役所 2 階自立相談支援窓口において、生活の悩みを抱えている方と相談窓口を結びつけるきっかけづくりを目的に、ご相談とあわせて必要とされる方に生理用品をお渡ししています。 サニタリーボックスにつきましては、自動ではございませんが、ボックスタイプのものを設置しております。 (下線部について回答)	
担当	東成区役所 総務課 電話：06-6977-9626

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 現在、生野区役所では、費用面の問題等もあり、トイレに生理用品や自動のサニタリーボックスの設置はございませんが、手動のサニタリーボックスを設置しております。 今後も、来庁者の皆様に快適にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	生野区役所 企画総務課 電話：06-6715-9625

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 区役所のトイレは不特定多数の方がご利用されることもあり、衛生上の観点等から各トイレへの生理用品の設置は行っておりませんが、区役所 2 階 23 番窓口のくらし相談窓口において、ご相談とあわせて必要とされる方に生理用品をお渡ししています。 サニタリーボックスは現在、各階の女性用トイレに足踏み式を設置しておりますが、バリアフリー（多目的）トイレへの自動開閉式サニタリーボックスの導入等について検討を進めております。 (下線部について回答)	
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625

番 号	十 4. ①
項 目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくださ</u> <u>い。</u>
(回答) 区役所庁舎内トイレにおける、生理用品及び自動のサニタリーボックスの設置については、維持管理が困難であることから設置する予定はありません。 (下線部について回答)	
担当	城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置して</u> <u>ください。</u>
(回答) 鶴見区役所では、生理用品のトイレへの設置については、現時点で検討しておりません。 また、サニタリーボックスについては、自動で開閉するものではございませんが、一部のトイレで足踏み式のものを導入しており、今後も順次設置箇所を拡大する予定です。 なお、鶴見区役所では、衛生面を考慮し、全てのトイレにペーパータオルを設置しております。 (下線部について回答)	
担当	鶴見区役所 総務課（総務） 電話：06-6915-9625

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置して</u> <u>ください。</u>
(回答) 阿倍野区役所では、トイレに生理用品を設置しておりませんが、今後、ニーズなども踏まえ、適宜検討してまいります。 また、自動のサニタリーボックスの設置につきましては、自動ではございませんが既存のサニタリーボックスの使用を継続するため、現時点では新たに設置する予定はございません。 (下線部について回答)	
担当	阿倍野区役所 総務課（総務） 電話：06-6622-9625

番 号	十 4. ①
項 目	市役所や区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくだ <u>さい。</u>
(回答) 住之江区役所庁舎内のトイレへの生理用品の設置は費用等の課題から設置の予定はございませんが、様々なご事情で生理用品の入手が困難な方又はその家族を対象として生理用品の配布を行っております。 また、住之江区役所庁舎内の女子トイレ及び多目的トイレには、自動ではありませんが、生理用品等を廃棄するためのボックスを各個室及び共有部に設置しております。自動ではなくとも生理用品等を廃棄する機能を有するので、これらを設置しております。 (下線部について回答)	
担当	住之江区役所 総務課（庁舎管理） 電話：06-6682-9903

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくだ</u> <u>い。</u>
(回答) 市民局が実施している「大阪市女性のつながりサポート事業」において、住吉区役所生活自立相談窓口に相談に来られた方で希望される方に生理用品を提供しておりますことから、現時点で設置する予定はございません。 また、サニタリーボックスにつきましては、自動ではございませんが、女子トイレ及び多目的トイレに設置しており、新たに設置する予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	住吉区役所 総務課（庁舎管理） 電話：06-6694-9904

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してくだ</u> <u>さい。</u>
(回答) 東住吉区役所では、庁舎内の女性用及び多目的トイレの個室にサニタリーボックスを設置しております。 生理用品につきましては、「大阪市女性のつながりサポート事業」として、区自立支援窓口等において、希望者に対し、相談の機会を通じた提供を実施しております。トイレなど区役所内への設置につきましては、社会情勢等を踏まえながら、適宜検討してまいります。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所</u> のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置してください。
(回答) 現在、平野区役所ならびに平野区役所北部・南部サービスセンター、平野区役所附設会館のトイレにおいては、生理用品や自動のサニタリーボックスは設置しておりません。 生理用品や自動のサニタリーボックスの設置につきましては、維持管理や費用面の問題等があり、現時点での実施は困難な状況です。今後、課題の解消を前提にニーズの状況を踏まえて必要に応じて検討を行います。 今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625 平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734

番号	十 4. ①
項目	市役所や <u>区役所のトイレに生理用品や自動のサニタリーボックスを設置して</u> ください。
(回答) 西成区役所では、トイレに生理用品や自動のサニタリーボックスの設置はありません。管理上の問題やコスト、市民サービスの公平性などの観点から、今のところ設置の予定はありませんが、来庁者の皆様に快適にご利用いただけるよう区役所庁舎の管理運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9625

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 北区役所では、お子様連れで来庁される区民のみなさまにも、窓口でお気遣いなくスムーズに手続きが進むよう対応を心がけており、さらに、授乳室やおむつ交換台、親子で安心して遊べるスペースも設置するなど快適にお過ごしいただけるよう工夫に努めております。 ご要望の、こどもの一時預かりサービスを行う保育室設置につきましては、施設の狭隘や安全確保などから新たに設けることは困難であると考えております。 【区民センターについて】 北区民センター及び大淀コミュニティセンターの施設規模や利用状況等を踏まえると、新たに保育室を設置することは困難ですが、利用者のニーズを把握、分析したうえで保育室設置の必要性を検討してまいります。	
担当	北区役所 総務課 電話：06-6313-9625 北区役所 地域課（地域支援） 電話：06-6313-9915

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 都島区役所における保育室につきましては、スペース及び人員等の観点から設置していませんが、お子様とともに来庁される区民の方々が安心して目的の手續等に集中頂けるよう、2階保健福祉課待合エリアにキッズスペース、1階総務課窓口前に授乳室を設置しているところです。 今後とも市民・区民の皆様が快適にご利用頂ける区役所となるよう努めてまいります。 【区民センターについて】 都島区民センターにおける保育室につきましては、都島区役所同様、スペース及び人員等の観点から設置しておりませんが、当日の会議室等の空き状況によっては、一時的に授乳室等でのご利用について対応可能な場合もありますので、区民センターにご相談いただければと思います。 今後とも市民・区民の皆様が快適にご利用いただける区民センターとなるよう努めて参りますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。	
担当	都島区役所 総務課（庶務） 電話：06-6882-9626 都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 福島区役所では一時預かりサービスを行う保育室は設けておりませんが、利用者責任のもとご利用いただけるお子様の遊び場や授乳スペースなどを2階の子育て情報コーナー内に設けております。 【区民センターについて】 福島区民センターでは、一時預かりサービスを行う保育室は設けておりませんが、平成30年度末に授乳室を設置しました。	
担当	福島区役所 企画総務課（総務） 電話：06-6464-9625 福島区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6464-9734

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 ご要望いただきました件について、此花区役所では、庁舎内が狭あいであることなどから手続きの際に職員がお子様をお預かりするようなサービスは行っておりませんが、庁舎2階の保健福祉センター内に授乳室やおむつ替え室などを設置しています。 また、庁舎2階に親子で遊べる場として「おひさまルーム」を設置しています。 何卒ご理解をたまわりますようよろしくお願いいたします。 【区民ホールについて】 大阪市立此花区民ホールのご利用に関して、保育室の設置及び一時預かりサービスは実施しておりません。 ただし、区民ホール・諸室で実施する催し・イベント等で、ご利用の実施団体が一時保育を設けている場合がありますので、詳しくはお問合せください。 今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいります。 何卒ご理解をたまわりますようよろしくお願いいたします。	
担当	此花区役所 総務課 電話：06-6466-9551 此花区役所 まちづくり推進課（まちづくり推進） 電話：06-6466-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 中央区役所庁舎では、保育室でのこどもの一時預かりサービスは、保育士や場所の確保が難しいため実施しておりませんが、授乳・おむつ交換ができる「カンガルーポッケ」を常設しております。併せて、子育て講座など一時的に保育を実施している事業もございます。 また、中央区役所附設会館は市民の集会その他各種行事の場を提供することを目的として設置され、安価な使用料でできるだけ多くの方々にご利用いただいております。保育室の設置につきましては、コスト負担や人員確保の面から常設の保育室を設置することは困難ですが、会館内で実施される事業やイベントの内容に応じて一時的な保育スペースを設けるなど子育て中の保護者の方にもご利用していただきやすい工夫を行ってきております。	
担当	中央区役所 総務課（総務） 電話：06-6267-9987 中央区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6267-9834

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 西区役所合同庁舎においては、区役所業務に必要なスペースや多くの来庁者の方々のための待合スペース等を確保する必要がある一方、平成 30 年 4 月からは庁舎内保育施設を設けるなど、庁舎内スペースを最大限活用しており、新たな保育室を設置するためのスペースの確保が困難な状態となっております。 ご理解賜りますようお願いいたします。 【区民センターについて】 保育室の設置につきましては、スペースの確保ができないため、設置の予定はございません。 ご理解賜りますようお願いいたします。	
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9939 西区役所 地域支援課 電話：06-6532-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 区役所での一時預かりの保育室については、設備及び人員等の観点から設置していません。 ただし、来庁者の多い区役所1階、乳幼児が多く来庁される2階フロアには、キッズスペースを設けて対応しているところです。 また港区民センター及び港近隣センターでは、コミュニティ活動の振興等に寄与することを目的とした施設として貸館事業等を行っています。 保育室の設置については、スペースの確保及び運営にかかる設備や人員確保等の観点から困難な状況です。 今後もより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいりますのでご理解くださいますようお願い致します。	
担当	港区役所 総務課（総務・人材育成） 電話：06-6576-9631 港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進） 電話：06-6576-9734

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 保育室の設置や一時預かりサービスは行っておりませんが、大正区役所では3階子育て情報コーナー相談室においてプレイスペースと授乳スペースを設けております。また、大正会館では、空いている会議室や事務所の一角を授乳スペースとしてご利用いただいております。	
担当	大正区役所 総務課（庶務） 電話：06-4394-9626 大正区役所 地域協働課（地域協働） 電話：06-4394-9743

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 区での事業実施時に、事前申し込みを前提に一時保育を行っている事業も一部ございます。今後もできるだけ利用しやすく快適な区役所をめざし、ハード・ソフト両面にわたり取り組んでいきたいと考えています。 【区民センターについて】 天王寺区民センターでの子ども一時預かりについては、イベント主催者で対応いただいておりますが、一時預かりの希望が多くあるようであれば、今後対応を検討してまいります。今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625 天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援） 電話：06-6774-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 浪速区役所においては、一時預かりサービスを提供する保育室の設置はしていませんが、区役所4階に子育て家庭の親とその子どもが気軽にかつ自由に利用できる場として「子育てつどいのひろば」を設置しています。 開設時間は、平日午前10時15分から午後0時及び、午後1時から午後4時15分の2部制となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 【区民センターについて】 浪速区民センターには、保育室を設置しておらず、一時預かりサービスも実施していません。 当施設は貸館施設であり、広く市民活動やコミュニティ活動の場として使用されていますが、一時預かりサービスを実施するか否かは、イベントや会議の趣旨や対象者を勘案し使用者が判断されるものとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	
担当	浪速区役所 総務課（総務） 電話：06-6647-9625 浪速区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6647-9883

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。 (回答) 【区役所について】 当区庁舎の1階に子育て層の交流の場として「に～よんステーション」を設置しています。保育士や子育て経験のあるスタッフがおり、おもちゃ・絵本・ベビーベッドなどを用意しています。 また、当区庁舎の2階に「子育て健康づくり・情報コーナー」を設置しており、区内の子育て施設や予防接種などに関する情報紙等を置いています。さらに、おむつ交換台、授乳室、身長計・体重計、ベビーフォトコーナーを設置しています。 【区役所附設会館について】 近藤技研工業 西淀川区民ホール（以下、「区民ホール」という）、及び大阪市立西淀川区民会館（以下、「区民会館」という）は、コミュニティ活動の振興並び地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として整備した施設です。 保育室の設置について、区民ホール及び区民会館は、ホール1室、会議室4室、和室1室となっておりますが、十分なフリースペースもないことから、保育室の設置はしておりません。保育室が必要な際は、利用者が会場と異なる部屋を保育室として利用申請し、保育に係るスタッフ・物品等を利用者側が準備する利用方法をお願いしております。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組む、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります
担当	西淀川区役所 総務課 電話：06-6478-9625 西淀川区役所 地域支援課（地域支援） 電話：06-6478-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 淀川区役所におきましては、来庁者の方が窓口でお待ちいただく際などに、お子様が待ち時間を快適に過ごしていただけるよう、保護者の方の責任のもとで一時的に休憩や授乳にご利用いただけるスペースとして、2階に「子育て情報コーナー」を開設しております。 また、主に子育て世帯を対象とした講演会やイベントの開催時などに、必要に応じてお子様を一時的にお預かりする保育サービスを実施しております。 しかしながら、区役所での手続き時等の一時預かりにつきましては、スペースの確保や安全面での課題があるため、実施は困難であると考えております。 【区民センターについて】 現在、区民センターとして一時預かりサービスは行っておりませんが、子育て中の方が多く参加するようなイベントを実施する場合に、イベント主催者側が保育士等を確保し、区民センター内の和室等を活用して乳幼児の一時預かりサービスを提供している事例はあります。 今後指定管理者の自主事業の一環として保育室設置の提案があれば精査した上で承諾します。	
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625 淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 東淀川区役所では、設備及び人員等の観点から、一時預かりを行う保育室を設置していませんが、毎週水曜日の午前中に、区役所4階の東淀川区子ども・子育てプラザ（こども青少年局所管）にて一時預かりを行っております。また、2階保健福祉課内のキッズスペースには、授乳室やおむつ交換台などを設けております。区役所併設の東淀川区民ホールについても同様の取扱いとなります。 東淀川区民会館では、設備及び人員等の観点から、一時預かりを行う保育室は設置していませんものの、授乳室やおむつ交換台などを設けております。 今後も、より多くの市民の方々にご利用いただけるよう、サービスの向上に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	
担当	東淀川区役所 総務課（総務） 電話：06-4809-9625 東淀川区役所 地域課（地域） 電話：06-4809-9734

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 東成区役所では、お子様をお預かりするサービスはございませんが、来庁者のお子様待ち時間も楽しくお過ごしいただけるよう多目的スペースを区役所2階フロアに設置しております。 多目的スペースには授乳スペースやベビーベッドがあり、保護者とお子様が遊んでいただけますのでご活用ください。 東成区民センターでは、人員を配置した一時預かりサービスはございませんが、お子様向けの本やおもちゃなどを備えたプレイルームという部屋を設けており、貸室のご利用と併せてご予約いただければ無料でお使いいただけます。また、プレイルームの奥にございます授乳室は、ご予約のない方にもご利用いただけます。 今後とも、利用者の方々に安全かつ快適にご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	
担当	東成区役所 総務課 電話：06-6977-9626 東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9014

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 当区役所では、所内に乳幼児と保護者の休憩の場として、授乳やおむつ替え等に利用できるキッズルームを設置し、区内の子育て機関やイベントの情報も発信しています。職員は常駐していませんが、ガラス張りのオープンなスペースで、外出中の方が気軽に立ち寄りご利用いただけます。 また、各種手続き・健診時には、乳幼児と一緒に安心して手続き等ができるよう受付・待合にスペースを設け、絵本棚の設置を行い、職員も声掛けなど見守りに努めています。 【区民センターについて】 生野区民センターにおけるイベント開催時における一時預かり等については、イベント主催者の判断に基づき、対応を行う場合があります。	
担当	生野区役所 企画総務課 電話：06-6715-9625 生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 旭区役所では、お子様連れの方にも安心してご利用いただけるよう、キッズスペース及び授乳室を2階東側フロアに、おむつ交換台を各階にそれぞれ設置しております。 現在、窓口での手続き時における一時保育を目的とした保育室の設置は行っておりませんが、未就学児を子育て中の方などを対象にした事業・イベント等の一部においては、開催時に一時保育を実施しております。 【区民センターについて】 旭区民センターにおきましては、保育室を設置しておりませんが、1階に就学前のお子様が保護者同伴でご利用いただける、授乳室及びおむつ替えスペースを備えた無料のプレイルームを設けております。また、当プレイルーム前には、保護者の方の育児相談及び保護者同士の交流の場として、あさひ子育て広場「おさんぽ」が開設されております。	
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625 旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 質問の趣旨が、区民センターでのイベント開催時及び区役所内での待合時等における一時保育という趣旨でお答えさせていただきます。 現在のところ、区民センターには保育スペースが確保できないため、保育室の設置の予定はありません。 現状では、イベント主催者ご自身が別途会議室及び保育士を手配することで保育がなされています。 また、区役所内におきましても保育スペースの確保等ができないため、保育室の設置の予定はありません。	
担当	城東区役所 市民協働課 電話：06-6930-9734 城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 鶴見区役所では、乳がん検診において、要望があれば一時保育を行っています。 区役所内に保育室はありませんが、遊具や絵本等があり、親子で気軽に遊ぶことができる「つるみっ子ルーム」を開放しています。 その他、区役所で行う講演会やイベントについては、親子で参加できるような内容、運営に努めており、子育て講演会では、オンラインにて自宅で親子一緒に傍聴できるよう工夫するなどしています。 鶴見区民センターにつきましても、一時保育等は行っていないですが、利用者様が利用できる「保育室」があり、小学生未満のお子様に保護者同伴で遊んでいただけるスペースを無料でご利用いただくことが可能です。 また、鶴見区民センターの大ホールには親子室が設けられており、親子一緒に観賞することができます。	
担 当	鶴見区役所 保健福祉課（健康づくり） 電話：06-6915-9882 鶴見区役所 保健福祉課（子育て支援） 電話：06-6915-9107 鶴見区役所 市民協働課 電話：06-6915-9166

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 阿倍野区役所では、手続きの際にお子様をお預かりするようなサービスは行っておりませんが、1階の子育て情報コーナーに授乳スペースやおむつ交換台を設置するなど、お子様連れで来庁される方にご利用いただけるようにしております。 ご要望の保育室設置につきましては、庁舎内が狭隘であることや、安全確保の問題等もあり、新たに設けることは困難であると考えております。 【区民センターについて】 阿倍野区民センターでは、設備として保育室はございますが、一時預かりサービス等を行っておりませんので、利用者様の責任でご利用いただいております。 また、大ホール・小ホールの後方には親子室を備えておりますので、小さなお子様連れの利用者様にも安心してご観覧いただけます。	
担当	阿倍野区役所 総務課（総務） 電話：06-6622-9625 阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9787

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 住之江区役所については、待合スペースの一部にキッズスペースを設置しておりましたが、この間、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から設置を見合わせておりました。 今後、キッズスペース設置の再開に向けて検討を進めてまいります。 すみのえ舞昆ホール、住之江会館についても、現在、保育室を設置しておりません。ホール等使用時の保育機能の有無については、すべてのホール等使用者が保育施設を必要としているわけではございませんので、ホール等使用者であるイベント主催者に委ねております。	
担当	住之江区役所 総務課（庁舎管理） 電話：06-6682-9625 住之江区役所 協働まちづくり課 電話：06-6682-9734

番 号	十 4. ②
項 目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 保育場所の確保や、安全にお子様をお預かりするために必要な保育士の常駐、あるいは、要請に応じた保育士の確保が困難であること等から、来庁者及び利用者様向けの一時保育等はありません。 これからも、より多くの皆様に快適にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	
担当	住吉区役所 総務課（庁舎管理） 電話：06-6694-9904 住吉区役所 総務課（附設会館） 電話：06-6694-9626

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 東住吉区役所においては、新たに活用可能な空きスペースが非常に少ないことから、保育室を設置することは困難となっています。 しかしながら、お子様とともに来庁される区民の方々が安心して目的の事務等に集中頂けるよう、1階、2階の保健福祉センター及び1階の保健福祉課執務室前の計3箇所に、お子様が遊んだり、座って読書ができるスペースを設置しております。 今後とも来庁者や利用者へのサービス向上に取り組み、公共施設としての役割を果たしてまいります。 【区民ホールについて】 東住吉区民ホールは東住吉区役所施設内にあり、ステージとホール以外の設備を併設しておらず、スペースを確保することができないため保育施設を設置することは困難です。 区民の皆様が文化・レクリエーションなどの活動の場としてご利用いただけるよう施設運営に努めてまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 現在、平野区役所内での来庁者向け一時保育につきましては、庁舎内が狭隘であることや、費用面の問題等もあり、現時点での実施は困難な状況です。今後、課題の解消を前提にニーズの状況を踏まえて必要に応じて検討を行います。 今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 【区民センターについて】 平野区民センター及び平野区民ホールは、コミュニティ活動の振興並び地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として整備した施設です。また市民協働の拠点となる多目的な集会施設として、市民の方々に文化・軽スポーツ、レクリエーション活動の場として幅広く使用されています。 平野区民センター及び平野区民ホールの施設は使用できる部屋が少なく、スペースも限られているため保育室の設置はありません。またイベントや行事開催時にこどもを預かる「一時預かりサービス」等も行っておりません。なお、他の貸室を一時的に保育室として活用していただくことは問題ありません。 今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625 平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734

番号	十 4. ②
項目	公共施設に保育室を設置してください。
(回答) 【区役所について】 西成区役所では一時預かりサービスを行う保育室といった部屋の設置はございませんが、乳幼児親子などが、おむつ替えや授乳などに利用できるスペースを 2 階に設置しており、また、各階にもおむつ替え等にも利用できる多目的トイレを設置しております。 【区民センターについて】 西成区民センターは「市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的（大阪市区役所附設会館条例第 2 条）」としており、利用者がイベントの内容や目的を踏まえ、その必要性に応じて諸室を申し込み、利用されるものと考えております。 イベント開催時の保育室の設置につきましても、利用者の判断に委ねられるものと解しており、利用者の判断により諸室を利用して設置されるものと考えております。 なお、1 階、2 階に多目的トイレを設置しておりますので、おむつ換え等につきましてはどなたでも利用できます。また 1 階男女トイレに乳幼児親子が一緒に入れるよう一番奥の個室内に赤ちゃん専用チェアを設置しております。	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9625 西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	十 5.			
項目	市営住宅をふやしてください。値上げをしないでください。			
(回答) 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。 市営住宅（公営住宅）の家賃については、公営住宅法第 16 条により、毎年度、入居者からの収入申告に基づき把握される入居者世帯の収入と住宅の便益に応じて近傍同種の住宅の家賃以下で、家賃決定されることとなっております。 家賃の具体的な算定方法については公営住宅法施行令により定められており、本市の裁量により決められるものではありません。				
担当	都市整備局	住宅部	建設課（建設設計）	電話：06-6208-9243
	都市整備局	住宅部	管理課（家賃収納）	電話：06-6208-9262

番 号	十 6.
項 目	市営水道を民営化しないでください。 <u>上下水道の老朽化に対して急いで対策をとって ください。</u>
(回答) 本市下水道事業におきましては、低廉で品質の高い下水道サービスを安定して提供するため、ストックマネジメント手法をとりいれた計画的な施設管理（改築・維持管理）により施設の老朽化対策を実施しております。 ※ストックマネジメント：施設の状態を把握・評価し、長期的な状態を予測しながら、計画的・効率的に管理すること （下線部について回答）	
担当	建設局 下水道部 調整課（事業計画） 電話：06-6615-7594

番号	十 6.
項目	<u>市営水道を民営化しないでください。</u> 上下水道の老朽化に対して急いで対策をとってください。
(回答) 現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。 (下線部について回答)	
担当	水道局 総務部 連携推進課 電話：06-6616-5412

番号	十 6.
項目	市営水道を民営化しないでください。 <u>上下水道の老朽化に対して急いで対策をとってください。</u>
(回答) 本市では、管路をはじめとする水道施設の老朽化対策について、令和5年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」に基づき取組を進めていくこととしており、水道管については、地震時に被害が集中する「铸铁管」の更新を優先的に進め、切迫する南海トラフ巨大地震に備える管路網の構築を着実に進めているところです。 このうち、基幹管路については、市域における広域断水の回避を早期に実現するため、更新ペースの引上げに有効と考えられる従来型PFI手法を活用した「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」の導入に向けて取組を進めております。 また、配水支管についても管路の実質的な使用可能年数に基づく長期の更新需要を試算した結果に基づき、概ね更新率年間1%を目安に整備を進めていくことで、効率的に漏水・破裂事故の未然防止などの観点での管路網全体の機能向上を図っていきます。 (下線部について回答) 【参考】 ▶大阪市水道施設基盤強化計画の改訂版について https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000581996.html ▶管路更新事業の新たなプラン（令和4年1月～） https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-8-1-1-0-0-0-0-0.html	
担当	水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番 号	十 7.
項 目	水道料金の減免制度を復活し、拡充してください。
(回答) 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。 今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画） 電話：06-6208-7951

番 号	十 7.
項 目	水道料金の減免制度を復活し、拡充してください。
(回答) 水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度については、平成 24 年 7 月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行ったことから、平成 25 年 9 月に廃止いたしました。 現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、福祉減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難であります。今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。	
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課（営業企画） 電話：06-6616-5473 建設局 総務部 経理課（下水道使用料） 電話：06-6615-7545

番号	十 8.
項目	すべての委員会で、希望する者全員傍聴できるようにしてください。 各政党への請願陳情は直接できるようにしてください。また、請願者が直接請願理由を陳述できるようにしてください。
(回答) 大阪市会では、常任委員会及び特別委員会を傍聴することができます。 ただし、傍聴者の人数につきましては、委員会室のスペースや警備の関係で委員会傍聴規則により各委員会10人と定めています。なお、委員会室に入れない傍聴希望者の方々も庁内でのモニター放映により、委員会の様子をご覧いただけます。 市会構内における議員への面会については、「議員面会人及び議員控室への入室に関する申し合わせ」が議員任期当初の各派幹事長会議（令和5年5月30日）で決定されており、面会する際の手続きを定めています。 請願・陳情提出者の意見陳述については、現状では議論されていません。 （このたびのご要望については、議長、副議長及び各会派に伝えます。）	
担当	市会事務局 総務担当 電話：06-6208-8671 市会事務局 議事担当 電話：06-6208-8681

番号	十一 1.①
項目	市内の事業所に対し、厚労省の指針に基づき、セクハラ問題について、啓蒙・指導をすすめてください。 <u>市議会議員や市職員にも研修をおこなってください。</u>
(回答) セクハラ問題や女性の活躍促進については、市議会議員は関心を持ち、本会議や委員会において質疑もしております。 市議会議員向けの研修については、議員からの要望があれば、テーマを設定し、開催することになりますが、現在のところセクハラ問題に関する研修の開催についての要望等はなく、近々に開催する予定はございません。 (このたびのご要望については、議長、副議長及び各会派に伝えます。) (下線部について回答)	
担当	市会事務局 総務担当 電話：06-6208-8671

番号	十一 1. ①
項目	市内の事業所に対し、厚労省の指針に基づき、 <u>セクハラ・パワハラ問題について</u> 、啓蒙・指導をすすめてください。市議会議員や <u>市職員</u> にも研修をおこなってください。
(回答) 大阪市では、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針において、セクシュアルハラスメントに関する基本的理解を深め、未然に防止する観点から、必要に応じた内容の研修を実施すると規定しており、また、パワーハラスメントの防止等に関する指針において、パワーハラスメントに関する職員の理解を深めるとともに、意識の啓発を図るため、必要に応じた内容の研修を実施すると規定しています。 上記指針に従い、全職員を対象とする服務研修の中でセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する内容を実施しています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 人事課（人事） 電話：06-6208-7516 総務局 人事部 人事課（厚生） 電話：06-6208-7536

番号	十一 1. ①
項目	<u>市内の事業所に対し、厚労省の指針に基づき、セクハラ問題について、啓蒙・指導をすすめてください。市議会議員や市職員にも研修をおこなってください。</u>
(回答) 大阪市では、令和3年3月に策定した「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」において、基本的方向1「雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス」として、企業におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行うこととしております。 令和4年度は、男女共同参画センターにおいて、団体等の希望に応じ赴いて実施する地域出前セミナーのメニューとしてハラスメント防止研修を設けております。また、市民や企業、団体等からの問合せや要望に応じ、ハラスメント防止に関する図書の提供をしております。 今後とも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、充実した施策の推進を図ってまいります。 (下線部について回答)	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156 市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7655

番 号	十一 1. ②
項 目	大阪市女性会議は復活してください。
(回答) 大阪市女性会議については、市内で女性の社会参加や地位向上をめざす活動を行って おられる各種の女性団体から代表におこしいただき、本市男女共同参画施策の進捗状況についての説明をさせていただきますとともに、団体相互の情報交換と交流を深める機会として、昭和 56 年から開催してまいりました。 現在では、I C T化の進展による情報発信の手法も大きく進化していることや、平成 29 年 1 月にクレオ大阪中央に「女性チャレンジ応援拠点」を開設し、団体交流の場を提供するなどといったように状況は大きく変わってきたことから、本会議は、会議の開催を目的とするのではなく、施策の状況等の情報をお届けする仕組みとして位置づけ、「情報誌クレオ」(年 4 回発行)の発行のタイミングに合わせて男女共同参画及び女性の活躍推進にかかる各種施策の情報を各団体に送付させていただくとともに、ホームページ、S N S、メール等を活用するなどして、情報提供、意見聴取、情報交換などの役割を継続していきたいと考えております。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	十一 1. ③
項目	男女共同参画センター5館は多機能化ではなく、専門的な機能を充実させてください。
(回答) 平成24年7月末にとりまとめた市政改革プランに基づいて検討を進め、5館については、地域の男女共同参画を推進するサテライト機能を持つ地域館と位置付け、一般的な相談・啓発・情報提供を実施することとしました。 そのうえで、男女共同参画センターの専門的な機能は継続させながら、中央館は、基幹的な機能を有する館として、専門相談、全市的な情報発信、調査研究を実施することとしています。 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響を受け、男女共同参画に関するセミナーにおいてオンラインセミナーの開催、オンデマンドでの配信を実施するなど機能を充実させてきました。 今後も、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、効果的、効率的に男女共同参画施策を推進してまいりたいと考えております。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	十一 1. ④
項目	クレオ館内に洋式トイレをふやしてください。クレオはじめ市の公共施設に性的マイノリティ（LGBTQ）などすべての人が使いやすいトイレを設置してください。女性トイレの個室に生理用品と自動のサニタリーボックスをおいてください。
（回答） クレオ大阪各館には、洋式・和式トイレともに設置しています。今後、設備を更新する際は、各館の設置状況などを勘案の上、対応していきます。 また、どなたでもご利用いただけるよう、各館ともバリアフリースイレ（多目的トイレ、多機能トイレ）を設置しており、どなたでもご利用いただけるように整備しています。 現在、各館トイレの個室には自動ではないもののサニタリーボックスを設置しています。生理用品と自動のサニタリーボックスの設置については、衛生面や設置場所の確保が必要なことから、各館の現状を踏まえ、対応について検討します。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	十一 2.
項目	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（２０２４年４月１日施行）に基づく施策のための予算を措置し、実効ある制度と体制を整えてください。この法律を市民にひろく周知してください。
(回答) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和４年５月に成立し、市町村には、支援にかかる基本計画の策定、女性相談支援員の配置等が努力義務とされ、令和５年３月には、国から支援にかかる基本方針として、女性相談支援員を中心とした中長期的な伴走型の自立支援等について方向性が示されたところです。 本市ではこれまで、様々なお困りごとを抱える女性に対して、クレオ大阪での女性総合相談や、配偶者暴力相談支援センター及び全区役所でのDV専門相談等、様々な女性支援に取り組んできましたが、コロナ禍により特に女性が抱える問題が深刻化したことや、性的な被害や家庭の状況等、女性が女性であることに起因して困難な状態に陥りやすいことに鑑み、新法をふまえて、女性相談支援員を中心とした支援体制を構築することとしました。 支援の現場に精通した有識者の助言も得ながら、困難な問題を抱える女性を早期に把握し必要な支援を提供できるよう、支援施策の方向性について令和５年度末を目途に基本計画にとりまとめる予定です。 そのうえで、困難な問題を抱える女性が必要な支援に円滑につながることをできるよう、広報・周知等を図るとともに、基本計画に沿って着実に施策を実施し、誰もが安心かつ自立して暮らせるまちの実現をめざして取り組んでまいります。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	十一 3.
項目	ワンストップセンターである性暴力センター・大阪 SACHICO をひろく市民に知らせてください。市として独自に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置してください。市立病院にワンストップ支援センターの機能を設置してください。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点で性暴力被害者が適切なケアを受けられる体制を整えてください。
(回答) 大阪市では各区役所、大阪市配偶者暴力相談支援センター、クレオ大阪女性総合相談センターにおいてDV相談業務を行っており、相談の中で性暴力があったことが判明した場合には、性暴力救援センター・大阪 SACHICO の案内をしており、相談窓口には、どなたでも手に取っていただけるよう大阪 SACHICO の啓発・案内カードを設置しています。 また、HP や情報誌等を活用した広報周知のほか、予防教育の授業において活用できるよう、デートDV防止啓発教材（リーフレット）に相談先として掲載し、市立中学校2年生等に配布しております。 ワンストップ支援センター機能の設置ですが、地方独立行政法人大阪市民病院機構では、医療行為以外の支援（24 時間 356 日体制の電話相談受付、民間カウンセリングや弁護士等の紹介など）の対応ができず設置は困難な状況です。 しかしながら、市立総合医療センター、市立十三市民病院においては、警察からの性犯罪における急性期の医療的支援の協力要請があれば被害者の受入れを行っております。 また、市立総合医療センターは総合周産期母子医療センターとして、大阪府のワンストップ支援センターの協力医療機関とも連携を図っております。 引き続き、公的医療機関としての役割、機能分担を果たし、性犯罪・性暴力にあわれた方への支援に取り組んでまいります。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156 健康局 総務部 総務課（病院機構支援） 電話：06-6208-9897

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 本市では、子どもや女性の安全と身近なところで発生する犯罪の防止に重点をおき、大阪府や大阪府警察等の関係機関や市民の皆様の自主防犯活動と連携して、地域安全防犯対策を推進しています。 その一環として、市民局では「安全ガイドブック」を作成しています。このガイドブックは、女性を狙った性犯罪をはじめとする各種犯罪についての防犯対策等を紹介し、犯罪被害を未然に防止することを目的として作成したもので、大阪市役所本庁舎や各区役所等において来庁者向けに配架するとともに、各区での防犯キャンペーンや防犯出前講座等において市民の皆様へ配布しています。 今後も関係機関等と連携のうえ、さまざまな機会をとらえた防犯対策の普及啓発活動に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	市民局 区政支援室（地域安全） 電話：06-6208-7317

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【総務課】 犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、掲示依頼があれば随時庁舎内の掲示板への掲示を行い、ひろく市民にしらせるよう努めております。 【地域課】 犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、区役所、北区民センター、大淀コミュニティセンター及び区内の大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）各駅などの掲示板へ掲示し、啓発します。 (下線部について回答)	
担当	北区役所 総務課 電話：06-6313-9625 北区役所 地域課（防災防犯） 電話：06-6313-9549

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【区役所について】 都島区役所では、庁舎内及び区内各所に設置している掲示板において、行政情報等に関するポスターを掲出しております。 警察署や所管部局で作成のポスター等の掲出依頼があれば、掲出スペースを勘案のうえ、可能な限りで掲出することといたします。 【区民センターについて】 都島区民センターでは、館内に設置している掲示板において、行政情報等に関するポスターなどを掲出しております。 市民局が作成している、女性を狙った性犯罪をはじめとする各種犯罪についての防犯対策が紹介されている「安全ガイドブック」の配架をはじめ、所管部局や警察署で作成のポスター等の掲出依頼があった際は、掲出スペースを勘案のうえ、可能な限りで掲出してまいります。 (下線部について回答)	
担当	都島区役所 総務課（政策企画） 電話：06-6882-9683 都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) チカン防止の啓発ポスターについては、大阪府警より掲示の依頼があった際に区役所庁舎内の人の往来が多いフロアを中心に掲示しています。また、区役所庁舎以外に、地域安全センターにも掲示依頼しています。 これからも引き続き、福島区民にとって安全で安心なまちづくりに努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	福島区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6464-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 広報や啓発にかかるポスターなどの掲示につきましては、所管する当該部署が作成したものを掲示依頼とともに受領し、他の掲示物と調整しながら区内広報板などに適宜掲示させていただいております。 (下線部について回答)	
担当	此花区役所 まちづくり推進課（総合企画） 電話：06-6466-9683

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 公共施設（中央区役所附設会館）や中央区役所管轄の掲示板については、大阪市やその他行政機関が発行するポスターを適宜、掲示しているところであり、今後も関係各所と連携し、より効果的な周知、啓発に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	中央区役所 総務課（総合企画） 電話：06-6267-9683 中央区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6267-9834

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 西区役所・西区民センターにおいては、庁舎・施設内や区内設置の広報板などに、各種制度の案内・周知やイベント情報など、区民等に必要な区政情報について、適宜、掲示物を掲示し、周知・啓発しております。 警察等関係機関が作成する防犯に関する啓発ポスターにつきましても、適宜、掲示をし、周知・啓発に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9939 西区役所 地域支援課 電話：06-6532-9734、9972

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 「チカンは犯罪」のポスターなどの掲示依頼が警察署及び関係機関からあった場合は、区役所庁舎をはじめ港区民センター及び港近隣センター、区役所が所管する広報板等を活用し、掲示するよう努めてまいります。 また、港区役所作成の啓発ポスターにおいては、区役所内掲示板や港区民センター・港近隣センター・区役所が所管する広報板等に掲示します。 (下線部について回答)	
担当	港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683 港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進） 電話：06-6576-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営 掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください</u>
(回答) 大正区役所では、関係部局や関係機関から掲示依頼のありましたポスターなどについて、内容や時期を確認し掲示条件を審査のうえ、庁舎内の掲示スペースに掲示して市民の皆様へ情報発信しております。 (下線部について回答)	
担当	大正区役所 総務課（庶務） 電話：06-4394-9626 大正区役所 地域協働課（防災防犯） 電話：06-4394-9954

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 天王寺区では誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、広報紙・ホームページでの発信をはじめ、ポスター・ちらしの掲示など多様な媒体、手法を用いて、情報発信しています。 警察等関係機関が作成する防犯に関するポスター等を掲示し、今後も引き続き広報・啓発に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり室） 電話：06-6774-9899

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 浪速区役所・浪速区民センターでは、各種制度情報や区政情報等について、庁舎・施設の掲示板にポスター等を掲示することにより、周知・啓発に取り組んでいます。 今後も引き続き、関係機関が作成するポスター等を掲示することにより、区民の方への周知・啓発に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	浪速区役所 総務課（企画調整） 電話：06-6647-9683 浪速区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6647-9883

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 従前から、チカンに関わるポスターについては、時期を区切って、区役所庁舎をはじめ、区内の広報掲示板や地域安全センターにお願いし掲示しています。 (下線部について回答)	
担当	西淀川区役所 地域支援課（安全まちづくり） 電話：06-6478-9897

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【区役所】 各種啓発ポスター等につきましては、従来から区役所庁舎内に掲示し、本市の施策等について広く周知を図っているところです。今後も引き続き、効果的な啓発となるよう努めてまいります。 【区内掲示板】 関係部署より啓発ポスターの掲示依頼がありましたら掲示を検討します。 【区民センター】 市民に周知するような啓発ポスター等につきましては、関係各所より依頼がありましたら内容を確認し、掲示させていただきます。 (下線部について回答)	
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625 淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9405 淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) ポスター等の掲示につきましては、作成にかかる所管部署と区役所各担当で連携・調整し、区内で所管する広報板における空きスペースなど掲示状況を確認したうえで、可能な範囲で掲示してまいります。 (下線部について回答)	
担当	東淀川区役所 総務課（総合企画） 電話：06-4809-9683 東淀川区役所 地域課（安全まちづくり） 電話：06-4809-9819

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 東成区役所では、「安全で安心して暮らせるまち・東成」をめざして、地域の街頭犯罪をはじめ、子どもや女性事案などの犯罪防止の観点から、地域や警察等の関係機関と連携した防犯対策に取り組んでいます。 女性を狙った犯罪に対しては、今後も関係機関等と連携のうえ、さまざまな機会をとらえた防犯対策の普及啓発活動に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 (下線部について回答)	
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 生野区では誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、広報紙・ホームページでの発信をはじめ、ポスター・ちらしの掲示など多様な媒体、手法を用いて、情報発信しています。警察等関係機関が作成する防犯に関するポスター等を掲示し、今後も引き続き広報・啓発に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 旭区役所では、年数回、女性被害に関するポスターを作成し地下鉄などの広報掲示板に掲示しています。さらに、ホームページにも女性被害を主とした内容の記事を掲載するなど、区民への啓発を行っています。 また、区役所敷地内に「チカン注意」と記載したのぼり旗を掲示するなどの啓発を行っており、引き続き、旭警察署や関係部局と連携しながら、広く周知出来るよう取り組んでいきます。 (下線部について回答)	
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9915

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) ポスター等の掲示につきましては、作成にかかる所管部署から掲示依頼があった場合は、区内で所管する広報板における空きスペースなど掲示状況を確認したうえで、可能な範囲で掲示してまいります。 (下線部について回答)	
担当	城東区役所 市民協働課（防災・防犯） 電話：06-6930-9045

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 鶴見区役所では、各種啓発ポスターの掲示依頼を受けましたら、区役所庁舎1階のポスター掲示板、区内広報掲示板等にポスターを掲出し、広く区民への啓発、周知に努めています。 鶴見区民センターでは、鶴見警察署と連携し大阪府警察作成の痴漢犯罪防止ポスターを掲出しています。 (下線部について回答)	
担当	鶴見区役所 総務課（政策推進） 電話：06-6915-9683 鶴見区役所 市民協働課 電話：06-6915-9166

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) ポスターの掲示につきましては、掲示依頼がございましたら、ポスターの内容や掲示可能スペースを確認のうえ、可能な限り対応させていただきます。 (下線部について回答)	
担当	阿倍野区役所 総務課（総務） 電話：06-6622-9625 阿倍野区役所 総務課（区政企画） 電話：06-6622-9683 阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9787

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 住之江区役所庁舎内及び敷地内における掲示物（ポスター・チラシ等）を掲示する際の手続きに関しましては、当区において定める庁舎内及び敷地内掲示物（ポスター・チラシ等）掲示要項に基づき、掲示を行います。 また、大阪市が地域に設置している掲示板及び住之江会館へのポスターの掲示につきましては、掲示依頼がございましたら、ポスターの内容や掲示可能スペースを確認のうえ、可能な限り対応させていただいております。 (参考) 大阪市住之江区ホームページ・庁舎内及び敷地内掲示物（ポスター・チラシ等）掲示要項 https://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/page/0000487427.html (下線部について回答)	
担当	住之江区役所 総務課（ＩＣＴ・企画） 電話：06-6682-9992 住之江区役所 協働まちづくり課 電話：06-6682-9974

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【区役所について】 関係官庁から依頼のあったポスターにつきましては、総務課で掲示承認を行ったうえで、区役所庁舎内ポスター掲示場所等に掲示しています。 【区民センターについて】 関係官庁から依頼のあったポスターにつきましては、内容を確認のうえ、区民センター内に掲示しています。 【掲示板について】 住吉区役所広報板への掲出につきましては、「住吉区役所広報板へのポスター・チラシ等の掲出取扱い基準」により掲出します。 (下線部について回答)	
担当	住吉区役所 総務課（庁舎管理） 電話：06-6694-9904 住吉区役所 総務課（附設会館） 電話：06-6694-9626 住吉区役所 政策推進課 電話：06-6694-9842

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 各関係機関より、広く区民の方に周知する必要があるポスター等の掲示依頼があれば、東住吉区役所内及び東住吉区内の広報板などの所定の掲示板に掲示します。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9683

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 現在、平野区役所内での「チカンは犯罪」のポスターの掲示につきましては、他の各種啓発ポスター等と同様に官公署等より依頼があった場合に掲示を検討いたします。 「チカンは犯罪」のポスターの作成については、平野区役所総務課ではその事務を所管しないことから、現時点では検討しておりません。 今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 平野区民センター及び平野区民ホールでは、本市またはその他官公庁が主催・共催・参画・後援する事務事業の広報、または、公益法人又は非営利団体等のイベントや講座などの活動情報及び市民活動団体の紹介などの団体情報に関する広報を目的とした「市民PRコーナー」を設けています。 犯罪防止啓発ポスター等の掲示依頼があった場合、上記の市民PRコーナーの設置目的に適合するのであれば掲示させていただきます。 今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734

番号	十一 4.
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【区役所について】 現在、西成区役所では「チカンは犯罪」等のポスターは掲示しておりません。関係機関等より犯罪に対する注意喚起のポスター掲示依頼があれば、庁舎内でのポスター掲示などにより対応しております。 【区民センターについて】 現在、西成区民センターでは「チカンは犯罪」等のポスターは掲示しておりません。市民局・警察等から犯罪に対しての注意喚起のポスター掲示依頼があれば、館内でのポスター掲示など、対応させていただいております。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9625 西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	十二 1.
項目	自衛官の募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。 また、「除外申請」ができることもひろく知らせてください。
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 大阪市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号では、「法令等に定めがあるとき」に、本市の保有個人情報を実施機関以外のものに提供することができる旨が定められていることから、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうちの氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行うことができるものです。 本市から提供した住民基本情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、その保有・利用等について適切な取扱いを行うものであり、加えて、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。 なお、除外申出につきましては、本市ホームページや SNS でお知らせしており、引き続き広く周知してまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当（住民情報） 電話：06-4305-7345

番号	十二 2.
項目	教育、市民生活、 <u>防災への自衛隊の介入や、PR活動をしないよう指導してください。</u>
(回答) 大規模災害発生時において市民の安全安心を確保するためには、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が密接な連携をとり、災害活動にあたることが不可欠と考えています。 今後も、大規模災害発生時において、自衛隊を含む防災関係機関との連携は必要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。 (下線部について回答)	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	十二 2.
項目	教育、市民生活、 <u>防災への自衛隊の介入</u> や、P R活動をしないよう指導してください。
(回答) 近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時は、本市の人的、物的資源だけでは適切な応急対策を実施することが困難な場合が想定されるため、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、市民の安全安心を確保しなければなりません。 大規模災害発生時において、助けを求める人の命をつなげるためには、活動方法や連携について、防災関係機関が相互に把握しておく必要があります。 そのために、本市では各種防災訓練等を消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と合同で実施することで、相互の連携を確認しているところですので、ご理解とご協力をお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	危機管理室 危機管理課（応急対策） 電話：06-6208-9808

番号	十二 3.
項目	ピースおおさは、設置理念に沿って、戦争の加害と被害の歴史的事実に基づいた展示に戻してください。豊かな企画で平和を発信できるよう市の職員を配置し、平和教育をより一層推進できるよう予算をふやしてください。
(回答) ピースおおさかにおきましては、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝え、平和を願う豊かな心を育む拠点として一層充実させるため、「大阪中心」「子ども目線」で平和を自分自身の課題として考えられる展示として、平成 27 年 4 月 30 日、リニューアルオープンしました。 現在、ピースおおさかでは 2 名の専門職員を中心に、企画事業や特別展、平和情報を広く発信する活動を行っています。今後も一層平和教育の推進に努めるよう、財団に伝えるとともに、大阪府と共に適切に監理してまいります。	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3346

番号	十二 4.
項目	大阪市議会の「大阪湾の平和利用に関する決議」を遵守し、大阪港への自衛艦、米艦船などの入港や一切の軍事利用はしないでください。
(回答) 大阪港の運営につきましては、市民の平和への願いや市会の決議等を踏まえ、大阪が平和を希求する都市であり、大阪港が平和な国際貿易港として発展をめざしていることを機会ある毎に周知しております。 港湾法では、「何人に対しても施設の利用に関し、不平等な取扱いをしてはならない」と規定しており、外国艦船や自衛艦の入港の申請があった場合は、港湾の管理運営上支障がない限り使用を認めることとし、「大阪港の平和利用に関する決議」や「平和都市宣言」を踏まえて、岸壁の利用状況等を総合的に勘案し対処してまいります。 また、外国艦船の入港に際しては、その都度、外務省に核兵器搭載の有無を確認した上で、岸壁の使用許可判断をしております。 今後とも、大阪港に核兵器を持ち込ませない平和な国際貿易港として運営していく所存です。	
担当	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務） 電話：06-6571-1966